

## 平成31年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年3月4日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子		
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行 農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

9番 土屋 春江

10番 滝沢寿美雄

散会 午後4時18分

(午前10時00分 開会)

**議長（西藤 努君）** おはようございます。本日から3月定例会が始まります。本定例会は予算議会でもあります。議員の皆さんには会期期間中、慎重審議をよろしく願いいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに、議場固定カメラから町長招集の挨拶までの撮影、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については、ケーブルテレビで生中継も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回立科町議会定会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長及び農業委員会会長です。報告します。宮坂教育長から公務のため遅刻の届け出が出ております。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（西藤 努君）** 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、9番議員、土屋春江君、10番議員、滝沢寿美雄君を指名します。

#### ◎日程第2 会期の決定

**議長（西藤 努君）** 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、土屋春江議会運営委員長より報告願います。土屋議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈9番 土屋 春江君 登壇〉

**9番（土屋春江君）** おはようございます。議会運営委員長の土屋です。

会期の検討結果について、ご報告をいたします。

会期につきましては、2月20日議会運営委員会を開催し、平成31年第1回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日から3月19日までの16日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

**議長（西藤 努君）** お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から3月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時11分 再開)

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を進行します。

お諮りします。ただいま事務局長訂正の発言がございました。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日  
から3月19日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月19日までの16日  
間と決定しました。

会期日程の説明をお願いします。遠山事務局長。

**議会事務局長（遠山一郎君）** 日程表につきましては、申しわけございません。訂正のほう、  
お願いいたします。

本定例会の会期日程を議会運営委員会の検討結果に基づいて説明を申し上げます。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行  
います。

本会議終了後、議会だより編集委員会を第一委員会室で開催いたします。

2日目、5日は午前10時に開会し、本日に引き続き、議案の上程、提案説明を行  
います。終了後、立科町土地開発公社理事会が開催されます。なお、理事会終了後、全  
員協議会を開催いたします。理事会終了後、全員協議会を開催いたします。

3日目、6日は午前10時に開会し、議案質疑を行います。質疑終了後、各常任委員  
会に議案の付託を行います。

4日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

5日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

6日目、9日、7日目、10日は休会です。

8日目、11日は、午前9時より社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査  
を行います。

9日目、12日は午前9時より総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行  
います。

10日目、13日から12日目、15日は委員会予備日とし、13日目、16日から、15日目、  
18日は休会とします。

16日目、19日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討  
論、議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（西藤 努君） 日程第3 町長招集の挨拶。米村町長。登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） おはようございます。本日ここに平成31年立科町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用なところ、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日は冷たい雨が降っておりますが、少しずつではありますけれども寒さが緩み、温かさが感じられるようになってまいりました。3月は卒業や卒園を迎え、お別れや旅立ちの季節でもあります。

また、心に刻み、忘れてはならない2011年3月11日に発生した東日本大震災から8年が過ぎようとしております。この大震災により、多くの方々が犠牲になられ、今もなお、不自由な避難所生活をされている方々がいる一方で、復旧復興により力強く再生、再起に向け動き出している姿を拝見すると、地域住民の皆さんが一日も早く、今までの生活に戻ろうとしている姿に他人事ではなく大きな課題を与えられた気持ちになります。

また、西暦2019年は、ご承知のとおり、30年間の平成の時代が終わり、新たな時代の幕開けとなります。それぞれの時代背景により社会経済情勢は常に変化をしていくわけですが、新しい時代に向けて、私たちはその先を見据えながら、今をどのように改めていくべきか考えていく必要があると感じております。全国的な人口減少は、少子高齢化に伴う人口構造の変化を生み、国の社会経済システムにも深く影響を及ぼし、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっております。

時代もかわり、社会的にも大きく変化する時代を目の前に控え、早いもので町長に就任してから4年が過ぎようとしております。新たな立科の創造に期待をし、立科に新しい風をと、町民の皆様の多くの願いがあったからこそ、町政運営に邁進できたこと、深く感謝を申し上げます。

今、まさに立科に新しい風は吹いていると実感し、思いと思いを大切に、多くの町民の皆様からいただいた課題、提案を実現し、10年、20年先の未来に向けての施策展開を行ってまいりました。

就任をした平成27年度は、既に編成されていた予算を継承することにより、町政運営に努めてまいりました。就任2年目の平成28年度においては、組織全体で人口減少の危機感と地方創生に対する強い意思を共有し、知恵とチーム力の結集により、総合戦略に掲げた各施策の目標値の早期達成に向けた積極的な予算編成を念頭に、予算編成方針において子育てしやすい町づくり、定住、移住したくなる町づくりを重点指針

として、平成29年度以降においては、先の2つの重点指針に誰にも優しく健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくりを加え、この3点の重点指針を基礎に、立科町総合戦略に設けられている5つの基本目標の実現に向けても、強い意思を持ち歩を進めてまいりました。

ここで予算編成重点指針である子育てしやすい町づくり、定住、移住したくなる町づくり、誰にもやさしく、健やかに、いつまでも地域で暮らせる町づくりについて、年度は前後しますが、4年間を振り返ってみます。

地域で暮らす若い世代の結婚、出産、子育ての希望がかなえられるような子育て支援の充実、地域で安心して子供を産み、育てられる環境整備の主な取り組みとして、第3子の保育料の無料化、また、児童館の時間外利用者の負担金の無料化、福祉医療給付事業の支給を拡充し、妊産婦に対する医療費助成を行いました。

町外の保育所等に入所する第3子以降の保育料等の軽減を図るために、多子世帯保育料等軽減事業補助金を創設、また2人目以降の保育料半額要件をなくし、第2子保育料を半額に減免、保育園や小学校の教育環境の整備を行い、熱中症対策として保育園に冷房設備の設置、中学校女子トイレ洋式化、小学校低学年用トイレの洋式化及び小学校保健室への冷房設置にも取り組み、多くの保護者の皆様方の思いを形にし、少子化対策、子育て支援に力強く挑んでまいりました。

次に、地方への新しい人の流れをつくることによる定住、移住推進の主な取り組みとして、定住、移住を促進するため若者世帯や子育て世代が町内に住宅を新築した場合に50万円の助成を行い、さらに移住のため住宅を新築した場合は50万円を上乗せし、総額100万円を助成する制度を創設し、翌29年度には町内で結婚をする夫婦に中古住宅取得費や引っ越し費用など、最大24万円を助成する結婚新生活支援補助金を創設し、平成30年度には空き家バンク登録物件を対象に修繕、補修等に要する経費に対して最大50万円を補助する空き家利用促進事業補助金を創設し、定住、移住希望者の住居の確保等が図られるよう努めてまいりました。

また、ふるさと交流館内に移住サポートセンターを設け、移住希望者の相談などのサポート体制を整えるとともに、平成29年度から取り組んでおりますテレワーク推進事業は、さまざまな事情を抱える、住民がインターネットやパソコンを活用して仕事を通じた社会参加を果たす社会福祉型テレワークの実現を目指した取り組みを着実に進めております。

続いて、地域社会のつながりの再構築により、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた主な取り組みとして、18歳以下の子供や障がいをお持ちの方の交通災害共済掛け金の無償化、福祉型デマンドタクシーの利用者対象者に介護保険、要介護、要支援認定者または事業対象者と運転免許返納者の方を新たに加え、利用対象要件を広げ、地域の足の確保向上に努めてまいりました。

また、農業振興として、ふるさと寄附金を活用した農協出荷分の立科産米に対する

米生産農家の支援を初め、りんごやワインブドウの苗木購入補助金など、補助メニューの充実も図りながら、農業に対して最も重要な蓼科山麓からの農業用水安定供給のための用水路改修事業実施計画策定に係る補助金も他の地域行政より先行して予算化をし、町の主産業として、そしてふるさと立科の田園風景が未来に引き継がれていくことの重要性を踏まえ取り組んでまいりました。

観光振興におきましては、白樺高原の活性化を目指し、既存の施設の整備のみならず、近隣市町村と連携を深める事業として、白樺湖周遊ジョギングロードの整備や多くのランナーが合宿などで白樺高原を訪れ、練習をし準高地でのトレーニング効果に期待が持てることから、蓼科第二牧場にクロスカントリーコースの整備を進め、あわせて2020年、東京オリンピック、パラリンピックのアフリカウガンダ共和国陸上中長距離選手のホストタウンとしての登録が叶い、ウガンダ共和国効果により当地に知名度がアップをすることを期待をしているところであります。

年間を通じて多くのお客様にお越しいただける観光地として今、長野県内の多くのスキー場がオールシーズンを視野に入れたリゾート地に生まれ変わろうと進めています。以前より議会の皆様には任期中に方向を示すと答弁をさせていただいております。また、指定管理者制度ができるように、議会の皆様からもお認めをいただいております。また、スキー場あり方検討会議での答申も精査し、地元事業者の皆さんが参画している2つの観光協会と団体の代表者が話し合い、一つの観光協会、信州蓼科観光協会として生まれ変わったことを契機に、新たな観光地として再び内外より多くの皆さんに選んで来ていただくために、町営ではない民間の活力を取り入れた指定管理者による経営に移行する方針と定め、今後、担当課を中心に進めていくこととなります。

また、昨年10月より大規模改修等工事を行っておりました立科温泉権現の湯は5カ月という長い間、休館することになり、町民の皆様を初め、ご利用いただいております皆様方に大変ご不便、ご迷惑をおかけしましたことを心よりおわびを申し上げます。

3月1日に工事に携われた三矢工業株式会社様、有限会社MAO、箕輪建設設計事務所様、第一プランニング様、関係機関等、皆様の多大なるお力添えによりリニューアルオープンができましたこと、厚く御礼を申し上げます。これからも地域の皆様に愛され、続けられるよう、従業員一同とともに努力をしておりますので、今後もご愛顧のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、町行政組織として、事務事業を進めていく中で、固定資産税業務及び下水道事業業務に関しまして不適切な事務処理により納税をいただいております皆様、町民の皆様、また関係機関の皆様の信頼を損ね、町の信用を失墜させてしまったことに対しましては、改めておわびを申し上げるとともに、この不祥事並びに第三者委員会の報告を重く受けとめ、行政の透明性確保の観点から包み隠さず公表し、理事者、職員一丸となり、再発防止に向けた組織改革も進めるためのプロジェクトを立ち上げ、町民の皆様の信頼を取り戻せるように進めております。

子育て支援、住民福祉、地域産業発展を進めるための農業振興、観光振興、そして行政改革を掲げ、取り組んだ4年間、予算編成に当たっての3つの重点指針、子育てしやすい町づくり、定住、移住したくなる町づくり、誰にもやさしく健やかにいつまでも地域で暮らせる町づくりにより、住んでよかった、訪れてよかった町づくりを進め、若者たちが帰ってきたくなる、将来に希望が持てる立科町にこれからも誠心誠意、努力を惜しまず取り組んでいくことが自立を堅持し、持続可能な町づくりに向け必要であり、継続し、今後も力強く進めていかなければならないと思っております。

町長就任後、多くの事業を進め、未来へつながる種まきをしてまいりました。町の財政状況もしっかりと見つめながら、健全な財政運営にも努めてまいりました。この4年間で町の借金である地方債未償還残高を総額で、第1回臨時議会補正予算でお認めをいただいた学校教育施設等整備事業債を含めても、約7億5,000万円減らすことができました。平成30年度末において、当町で全ての会計の基金や現金預金は総額で約56億円、地方債未償還残高、いわゆる町の借金でありますけれども、総額で約51億円であり、差し引き、基金、現金、預金、総額が約5億円上回っており、健全な財政運営を維持しているところであります。

公債費、借金の返済額については、平成27年度就任時の一般会計公債費、決算額3億2,697万円を今年度、平成30年度では約6,700万円の減、約2億6,000万円まで減額することができました。今後とも交付税参入のある有利な地方債や国庫補助金、県補助金等の財源確保に努めるとともに、起債の抑制、基金の積み立てに努め、健全な財政運営に努めてまいり所存であります。

私が考える健全財政とは、立科町第5次振興計画、立科町総合戦略を踏まえ、実施計画に基づき、限りある財源の中で事業の緊急性、必要性、効果、改善等を十分に検討し、実施をしているものであります。

また、議員の皆様、監査委員等の皆様からご指摘をいただきました各種事業、各種事項等についても十分に検討の上、予算に反映させ、事業を推進することと考えております。

当町では、公共施設の老朽化が進んでおり、国の指導に基づき、平成28年度に公共施設等総合管理計画を作成しており、今後は個別事業計画を策定し、将来の地方交付税交付額や当町の財政状況などを十分に検証し、国が示す補助事業を検討しながら、計画的に事業を実施するものと考え、町民皆様の思いを形にすることも重要なことであり、4年間取り組んできた各種事業についても町民目線により必要なものだったと思っております。

それでは、平成31年度一般会計当初予算について申し上げます。

平成31年度は4月に統一地方選を控えておりますので、予算編成に当たっては、骨格予算とすることを指示いたしました。一般会計の予算の総額は40億8,000万円で、前年度に比べまして3億7,000万円、率にして8.3%の減で編成となりました。

それでは、まず歳入の概要についてですが、町税や各種交付金などは実績から試算し、算定するとともに、消費税10%に対する新たな交付金などを計上しております。町の大きな財源であります地方交付税は、地方財政計画などをもとに7,000万円増額の16億6,000万円を計上いたしました。また、各種事業を行うために不足する歳入については、財政調整基金から前年度より3億1,000万円少ない2億7,000万円の繰り入れを計上いたしました。

続きまして、歳出の概要ですが、主な重点事業を説明いたします。

総務費では2020年4月から施行になる会計年度任用職員制度の例規整備及び特定個人情報保護の安全管理措置等の改正、2020年1月からWindows 7のサポート終了に伴い、セキュリティ維持のためWindows 10へのアップグレード及びパソコン更新の経費を計上いたしました。

選挙費では、4月7日執行の県議会議員選挙、4月21日執行の町長、町議会議員選挙、5月には、芦田財産区議会議員選挙、7月執行予定の参議院議員選挙のための経費計上をいたしました。

また、公共施設長寿命化計画の策定を平成30年度に実施した基礎調査に基づき、重点施設から進めます。これは、建物ごとの将来にわたる管理計画を策定し、将来の財政負担の平準化を図ることを目的に実施をいたします。東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン事業を担う立科町国際交流推進協議会への負担金を計上し、あと1年と迫ったオリンピック、パラリンピックに向けウガンダ共和国のホストタウン事業の醸成を図ります。

移住者、定住者施策としての新築住宅補助金では最大100万円、移住者向けの空き家改修や片付けに要する経費では、最大50万円までの助成を、移住者、定住者を引き続き支援をしていくために計上をいたしました。

地方創生推進交付金を活用したテレワーク事業では、さまざまな事情を抱える人たちが、町のあらゆる場所でICTを活用した仕事を通して社会参加を果たす社会福祉型テレワークの実現を目指します。

民生費では、子ども・子育て支援事業計画の後期計画を年度末までに作成し、2020年度から実施をしております。高等学校等就学支援金については、ご指摘をいただいた所得制限を設定し、立科町に住所のある高校生等、1人月額3,000円を給付し、就学経費がかかる高校生等に町として支援をいたします。

衛生費では、川西清掃センターの老朽化に伴う可燃ごみの受け入れ中止に伴い、新クリーンセンターが稼動するまでの間は、共同処理により民間事業者へ委託処理委託することになり、前年度より2,434万8,000円を増額し、また新クリーンセンター設置費負担金は工事が最盛期を迎え、前年度より4,014万9,000円増額しております。

農林水産業費では、農業用ビニールパイプハウス設置補助金、りんごやワインブドウの苗木購入補助金、鳥獣害被害防止柵設置補助金など、多くの補助メニューを整備



し、営農意欲の高い農家を引き続き応援してまいります。

林業費では、カラマツの搬出間伐30ヘクタールを計画し、計画的に森林保全を進めてまいります。また、県営事業により10年計画で実施される立科幹線水路改修工事の町負担金を計上いたしました。営農が継続され、田園風景が後世に引き継がれていくことを期待しております。

商工費関係では、平成30年度に整備をした蓼科第二牧場のクロスカントリーコースの供用を開始いたします。2020年、東京オリンピック、パラリンピックのウガンダ共和国の陸上中長距離選手が東京オリンピック事前合宿地として活用する予定であり、当地の知名度アップを期待するとともに、多くの市民ランナーや学生ランナーに訪れていただけるよう、万全な準備をしてまいります。

また、昨年好評をいただいた蓼科牧場山頂駅周辺から眼下に広がる景観を楽しんでいただく女神のそらテラスを2基増設する経費も計上いたしました。

土木費では、町道五本木前線改良工事を進めるとともに、舗装改善や舗装修繕やグリーンベルトの設置など、きめ細やかな対応を図ってまいります。

消防費では、分団より要望のあった小型ポンプや消火栓の更新を行い、更に地域防災計画の見直しを行い、有事に備え、実行性のある計画としてまいります。

教育費では犯罪や交通事故から子供たちを守るため、小学校の校舎玄関前の道路に車どめを設置する経費を計上いたしました。また、オレゴン市との姉妹都市提携45周年事業として、来日する訪問団の受け入れ経費を計上いたしました。

次に、特別会計、公営企業会計についてであります。平成31年度の当初予算総額は特別会計約24億425万3,000円、公営企業会計9億1,441万3,000円であります。

特別会計は、国民健康保険特別会計など7会計、公営企業会計は、水道事業会計及び索道事業特別会計の2会計であります。これらの会計はそれぞれ目的を持った会計であり、その目的の達成に向け、必要な予算について計上いたしました。

索道事業特別会計については、予算計上に当たり、安全なスキー場として運営をしていくため、必要経費を計上いたしました。索道事業の健全化を進めるため、多くのお客様に訪れていただきたいと思います、ご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

そして、本定例会にご提案いたします案件の概要について申し上げます。まず、同意案件について申し上げます。同意第1号は、蓼科・中尾辺地計画の内容変更に係る同意をお願いするものであります。

続きまして、条例関係について申し上げます。

議案第3号は、テレワークセンターの設置及び管理に関し条例で定めるものであり、議案第4号は、いじめ問題対策連絡協議会等の設置をするための条例制定、議案第5号は、子育て支援の一環として高等学校等の就学を支援するために創設する立科町高等学校等就学支援金を交付するための条例制定、議案第6号は、記号式投票に関し公職選挙法に合わせるための一部改正、議案第7号は、長野県人事委員会勧告等に準

じた一部改正、議案第8号は、ふるさと交流館にテレワークセンターを併設することによる改正、議案第9号は、都市農村交流センターの管理等について現状に即した見直しをし、議案第10号は、関係法令の改正に伴うものであり、議案第11号は、蓼科クロスカントリーコースの設置及び使用料等に関し定める改正であります。

続きまして、補正予算案を申し上げます。

議案第12号から第20号までは、平成30年度各会計の補正予算でございます。主に、事業進捗に伴うものであります。一般会計では、各款において、長野県人事委員会勧告に伴う人件費の補正を行っております。そのほか、特別会計等につきましても、事業進捗に伴う補正が主なものとなっております。

続きまして、議案第21号は、戸籍システムを佐久地域定住自立圏の全12市町により共同事業で運用するために必要な議決をお願いするものであり、議案第22号は町道小学校線の一部廃止及び廃止に伴う名称変更となります。

続きまして、議案第23号から第32号までは平成31年度各会計の当初予算となり、先ほど申し上げましたとおりでございます。

以上、本定例会に提案申し上げます案件は、同意1件、条例案9件、平成30年度補正予算案9件、議決事件2件、平成31年度当初予算案10件でございます。

なお、立科町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、最終日に提出を予定しております案件もございますが、よろしく願いをいたします。

それぞれ提案いたします案件につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をお願いいたします。

最後に、子供たちをめぐる悲しい出来事が報道され、国際的にも批判の目が向けられておりますが、立科町の子供たちは両親、家族、保育園や学校、そして地域の皆さんから愛に包まれ育まれていると保育園や学校を訪ねるたびに感じております。

未来を託す子供たちを見守り、育てられる社会を築き上げていくことは、国、都道府県、そして市区町村の役割であります。立科町の子供たちを地域で見守り、健やかに育てられる風土は、これからも大切にしていきたい、立科町の子育て力だと考えております。

4年間で蒔いた種が今ようやく目を出し始めています。次代に確実に立科町を継承していくために、官民が協力し、大きく共に育てることが立科町の発展につながると信じております。町民の皆様並びに町政を共に担っていただいております議員各位の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。3月定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

続いて、諸般の報告をいたします。

12月20日には、全国町村下水道推進協議会長野県支部の支部長として県要望を行ってまいりました。26日には佐久広域連合第4回定例会に出席し、27日には国際交流推進協議会を開催し、東京オリンピック、パラリンピックに向けたホストタウン事業に

ついて協議し、夜には消防特例巡視を行い、年末警戒に従事している各消防団員及び部落役員の皆様に感謝と激励を申し上げました。

1月7日には、新春賀詞交換会を開催し、各団体の代表の皆様から年頭のご挨拶をいただきました。8日は議会全員協議会に出席し、各事業の報告をした後、部落解放同盟佐久地区協議会旗開きに出席をしております。

11日は、立科町消防出初式が行われ、仕事を持ちながらも高い消防精神のもとに住民生活を守る活動を行う各消防団員に感謝を申し上げました。また、はっぴ姿に身を包み、凜とした分列行進を行った保育園幼年消防隊からは消防精神の大切さが伝わってまいりました。

15日には、地域公共交通活性化協議会を開催し、地域交通網形成計画について協議をいたしました。

16日から18日は東京で開催をされた全国町村長会議、地方創生市町村長トップセミナー、そして蓼科高校がキャリア教育優良校として文部科学大臣表彰の授賞式が行われ、出席をしております。

23日には、電算システム共同化委員会に出席し、次期システムについて協議をいたしました。

29日は、佐久市・北佐久郡環境施設組合に、31日は川西赤十字病院運営審議会に出席をしております。

2月3日には、立科合唱祭に出席し、各団体のハーモニーの美しさに日ごろの練習の成果が伺えました。

5日は、議会全員協議会に出席した後、上田地域定住自立圏連絡協議会に出席しております。

6日には、川西保健衛生施設組合理事会及び定例会に出席し、ごみ焼却施設の閉炉について検討をしております。

13日には、午前、議会全員協議会に、同日午後には北佐久郡老人福祉施設組合の理事者会と定例会に出席をしております。

14日には、生活協同組合コープながのと高齢者等、地域見守り活動の協定を結び、宅配先等で異変を発見したときに、情報提供をいただけることになり、安心の町づくりにつながる取り組みとして期待をしております。

同日午後は、佐久広域連合正副連合長会議に出席をしております。

17日には、第3回立科町ふらば一るバレー大会が開催され、ふらば一るの不規則なバウンドに苦戦する選手の皆さんと笑顔があふれる大会を応援をしております。

19日には、長野県町村会定期総会、20日には、議会運営協議会に出席をいたしました。

22日には、よい歯の表彰式があり、3歳児で虫歯のない12名のうち、表彰式に参加をした10名に表彰状を渡して、虫歯のない健康な子供たちの成長にほほ笑ましい姿に

心が温まる思いがしております。

26日には、臨時会を招集し、小中学校へのエアコン設置工事費の補正予算と権現の湯大規模改修工事の変更契約について可決いただきました。

3月1日には、権現の湯リニューアルオープンセレモニーを行い、多くの皆様に訪れていただきました。これからも地域の皆様に末永く愛され続けられるよう、努力をまいりますので、よろしく願いをいたします。

2日は、蓼科高等学校の卒業式に参列した後、午後小諸看護専門学校の卒業式にも参列をいたしました。

3日は、立科町文化祭に出席をいたしました。

以上で、諸般の報告といたします。

**議長（西藤 努君）** ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分からです。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時10分 再開)

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

#### ◎日程第4 議会諸報告

**議長（西藤 努君）** 日程第4 議会諸報告を行います。

平成31年2月13日、5番議員、両角正芳君から、平成31年2月28日をもって議員辞職したい旨の申し出があり、同日付でこれを許可したので、会議規則第99条の規定により報告します。

そのほか、議長の報告は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、森本信明総務経済常任委員長、報告ありますか。

**8番（森本信明君）** 8番、森本です。総務経済常任委員会の閉会中の継続調査等の報告をいたしたいと思います。

1月29日、企画課の権現の湯大規模改修等工事の現地調査を行い、担当職員、工事施工管理者から工事の内容と進捗目標等の説明を受けました。

2月の19日、企画課の権現の湯大規模改修等工事について、変更契約金額、変更工事内容等の説明を受け、また現地調査を踏まえた質疑調査を行いました。

以上です。

**議長（西藤 努君）** 次に、榎本真弓社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

**7番（榎本真弓君）** 社会文教建設常任委員会、報告はありません。

**議長（西藤 努君）** これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 同意第1号

議長（西藤 努君） 日程第5 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。米村町長、登壇の上、願います。

〈町長 米村 匡人君 登壇〉

町長（米村匡人君） 同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件について、提案理由の説明をいたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、当町では、蓼科地区及び中尾美上下地区を辺地として定めております。この地域において、公共的施設を整備しようとする場合、公共的施設の総合整備計画を県知事と協議し、議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっております。

この総合整備計画を策定、変更することにより、財源的にも有利な起債を活用することができるようになります。今回、平成29年度から平成31年度までの総合整備計画の第1次変更について、同法第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものがあります。

なお、内容については担当課長から説明を申し上げます。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） それでは、変更の内容についてご説明申し上げます。

2枚おめくりいただき、総合整備計画書をご覧ください。2、公共的施設の整備を必要とする事情の項で、次ページの蓼科牧場大駐車場公衆トイレ整備事業を白樺高原公衆トイレ整備事業に変更し、整備事業の対象を拡大するものです。

既存の計画にある蓼科牧場大駐車場公衆用トイレに蓼科第二牧場公衆用トイレを加え、施設のバリアフリー化、洋式化を実施し、外国人観光客や身体の不自由な方にも配慮した整備をすることにより、観光地のイメージアップや利便性の向上を図るものです。

続いて、次ページの3、公共的施設の整備計画をご覧ください。白樺高原公衆トイレ整備事業は、事業費及び右端の一般財源のうち、辺地対策事業債の予定額は7,000万円で当初計画と変更ございません。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） これから本件について質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今回の変更は、その公衆トイレにかかわることで、蓼科牧場の大駐車場だけではなく広げて、蓼科高原全体のトイレの整備ということの変更ということで承りましたけれども、このことについてはそうなのかなというふうに受けとめましたけれど、31年度までの3年間の計画の中でこれをおやりになるということの計画は、樽ヶ沢とか御泉水とかそういうものを全部含めて、その結果が変わらないということで、あと今年1年で、31年度でこの計画が完了になるわけですが、全て31年度中にはおやりになるという計画と受けとめてよろしいでしょうか。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 計画として乗せておりますものを、全てということではできない部分もありまして、できなければ、この計画期間中にできなければ次の年度に、次の計画に乗せてやっていきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） そうすると、ともかくも総合整備計画の中で乗っけておかなければ、予算化措置とかいろんなことができないということでの変更というふうに受けとめてよろしいですか。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） この計画に乗せることにより、辺地対策事業債の借入れが可能となります。辺地対策事業債は充当率、原則100%で、元利償還金の80%が地方交付税に算入されるものでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。8番、森本信明。

8番（森本信明君） 8番、森本です。先ほど、説明の中では、対象を拡大するとういう説明がありました。その中で、事業費が金額がこれは変わらないということですよ。事業拡大とするということになれば、当然事業そのものが伸びるということが想定されるわけでありまして、今回、同じという理由はどこにあるんですか。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

今回、1カ所であったものを2カ所に増やすということであるんですが、トイレの改修というような性格に鑑みまして、この予算の範囲内で、この計画事業費の範囲内で整備をしていくというようなことであります。

前に整備をいたしました道の駅のトイレの設置事業費ですとか、そういうのを勘案しましても、改修ということの中では、この事業費の中でできるのではないかと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。今回の改正で、より広い範囲のトイレの改修になるということの解釈だと思うんですが、トイレは当然たくさん公衆トイレあるんですが、具体的に、特に早目に改善する必要なトイレについてはどのような想定の中で上程されているのかお伺いします。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

今回、想定している中では、牧場の大駐車場、大駐車場の公衆トイレ、それともう一つが、先ほど話がありましたように、蓼科第二牧場にある公衆トイレ、その2カ所を想定しています。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本件について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の同意を求める件は同意することに決定しました。

#### ◎日程第6 議案第3号

議長（西藤 努君） 日程第6 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

テレワークセンターは、総務省のふるさとテレワーク推進事業に採択されたことを受け、ふるさと交流館の2階部分を社会福祉型テレワークの拠点として整備を行い、本年4月から開設する予定です。

これまでは、立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例で、設置及び管理を規定しておりましたが、公の施設としての目的が異なるため、交流館2階部分を新たに立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例として制定をお願いするものでございます。

第1条は、趣旨で、この条例は地方自治法第244条の2第1号の規定により、立科町テレワークセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとするとして、第2条では、テレワークによる地域住民の雇用創出、就労支援、所得向上及び企業誘致を目的として、テレワークセンターを設置すると、目的及び設置を規定しております。

第3条では、名称と位置を定め、第2項でテレワークセンターに共有ワークスペース、子連れワークスペース、TV会議ブース、及びサテライトオフィスブースを置くとして、それぞれの説明を記しております。

第4条は、使用の許可を、第5条では、町長はテレワークセンターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を与えないことができるとして、第1号から第4号までを記しております。

第6条は、使用許可の取り消し等を、第2項で前項の規定による処分をした場合において、使用者に損害が生じても町長はその賠償の責めを負わないものとするとして規定しております。

第7条では、サテライトオフィスブースを使用しようとする者は、別表に定める使用料を納めなければならないとし、3ページの別表で使用料を1年につき11万6,400円と定めます。使用料の根拠は立科町行政財産の目的外使用に関する条例の第2条使用料の別表、建物のその他の算式に準じて算出したものであり、具体的には交流館の建物及び敷地の固定資産評価額にサテライトオフィスブースの面積22平方メートルを掛け、交流館全体の建築面積で除し100分の6.3を掛けたものです。

第8条は、使用料の減免を、第9条では施設等の損傷または滅失の届け出とその弁償、または現況復旧の義務を規定しております。

第10条は、使用終了の届け出、第11条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めると規定して、規則で定めます。附則で、この条例は平成31年4月1日から施行することとします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第7 議案第4号

**議長（西藤 努君）** 日程第7 議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定についてを議題とします。

本案について、提案説明の理由を求めます。市川教育次長、登壇の上、願います。



〈教育次長 市川 正彦君 登壇〉

**教育次長（市川正彦君）** 議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、平成25年に制定されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止、対処等のための対策を効果的に推進するための組織の設置に関し、必要な事項を定めるものです。

議案第4号 立科町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

1枚おめくりください。第1条では、先ほど説明申し上げました趣旨を規定しております。

第2章では、立科町いじめ問題対策連絡協議会について規定しております。

第3条で、協議会の任務について、関係する機関及び団体の連絡調整及びいじめの防止等のための必要な事項に関し、審査審議するものと規定しております。

第4条から第8条までは、協議会の組織について、必要な事項を規定しております。

第3章では、立科町いじめ問題調査解決チームについて規定をしております。

第10条で、チームの任務について、教育委員会の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態、重大事態とはいじめにより学校に在籍する児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑い、また相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い、これが生じた場合の事実関係の調査を行うこと、及びいじめ防止のための実行的な対策に係る調査研究に関することと規定をしております。

第11条から第12条までは、調査解決チームの組織について、必要な事項を規定しております。

第4章では、立科町いじめ問題再調査委員会について規定をしております。

第14条で、再調査委員会の任務について、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について、必要な調査審議を行うことと規定しております。これは、第10条に規定するいじめ問題調査解決チームによる重大事態に対する調査報告に、さらに必要と認める事項があれば再調査委員会において再調査審議を行うものでございます。

第15条から第16条までは再調査委員会の組織について必要な事項を規定しております。

第17条では委任について規定をしております。

附則で、条例の施行日を公布の日からといたしました。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第8 議案第5号

議長（西藤 努君） 日程第8 議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。市川教育次長、登壇の上、願います。

〈教育次長 市川 正彦君 登壇〉

教育次長（市川正彦君） 議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、次代を担う高校生等を応援し、より立科町に愛着が持てる人に育てほしいとの観点から、立科町における子育て支援の一環として就学支援金を交付することにより、高等学校等への就学に係る経済的負担の軽減を図るとともに、生徒の郷土愛を育み、地域社会に有意な人材の育成に寄与することを目的として制定するものでございます。

現在、方策として義務教育課程までは児童手当による経済的支援はされております。しかし、より就学経費のかかる高校生等については支援制度がありません。児童手当では、小学生で月、月額1万円の支給があり、扶養人数により所得制限が設けられてはおりますが、最低の限度額でも年収約833万円以下と高額の設定であり、所得制限を超えた場合でも特例給付として月額5,000円の支給がされるなど、手厚い支援がなされております。

なお、この条例の目的は、経済的に就学が困難な者を援助することが主眼ではございません。あくまで町としてより就学経費のかかる時期の子育てを支援、応援したいというものであります。

昨年も同様の条例案を提出したわけですが、そこでご指摘いただきました事項等も踏まえて、今回新たに提案するものでございます。

議案第5号 立科町高等学校等就学支援金交付条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

1枚おめくりください。第1条では、先ほど前面で申し上げました目的を規定しております。

第2条では、用語の定義として、対象となる高等学校等の範囲、生徒、交付の対象者となる保護者を規定しております。なお、ここで規定する高等学校等以外でも学力等の習得を行う場合も考えられますので、その他、町長が認める者をということで1項規定しております。

第3条では、交付の対象者として、立科町に住所を有し、居住する者であり、かつ生徒と生計を一にしている者であって、町税の滞納がないこと。また、所得制限を規定しております。所得制限につきましては、一般的な家族構成、配偶者1人、子供2人の扶養親族3人の場合の児童手当での収入基準額、給与収入の場合で申し上げま

すと、年収960万円、この年収を目安に住民税課税所得で470万円としました。

課税所得は収入から各種控除を差し引いた後の金額となりますので、例えば、扶養人数が多くあれば対象となる収入基準も高くなり、逆に扶養人数が少なければ収入基準も低くなります。

2項では、やむを得ない事情で住所要件等を満たせない場合も考えられるとして、町長が特に必要と認める場合を規定しております。

第4条では、就学支援金の額を規定、他市町村では同じような制度で月額5,000円から2万円程度のところもございしますが、財源にふるさと寄附金を充てていること、また児童手当の支給額などを考慮し、月額3,000円と規定をしております。

第5条では、交付の期間を在学中の最長で3年間と規定し、交付総額の均一化を図っております。また、休学等も考えられることから、交付対象の年齢を満二十歳になる年度までとし、これに外れる場合も考え、その他、特別の事情があると町長が認める場合の規定を設けました。

第6条、第7条では、交付申請、交付決定について規定しており、あくまで申請主義によるものとしております。

第8条では、就学支援金の交付取り消し及び返還についてを規定、第9条では、規則への委任について規定しました。

附則では、条例の施行日を平成31年4月1日といたしました。

以上、説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） 暫時休憩します。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時41分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻ります。議事を再開します。

◎日程第9 議案第6号

議長（西藤 努君） 日程第9 議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第6号 記号式投票に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

記号式投票に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出

でございます。

記号式投票に関する条例の一部を次のように改正する。本則中、第47条の次に第48条の2を加える。附則、この条例は公布の日から施行する。

記号式投票につきましては、公職選挙法第46条の2により定まっております。その法律に合わせるための条例の一部改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第10日 議案第7号

**議長（西藤 努君）** 日程第10 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第7号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出でございます。

平成30年度、長野県人事委員会勧告に準じた県の条例改正に合わせての改正であり、関連する一般職の職員の給与に関する条例、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の5つの条例の一部改正を行うものでございます。

概要でございますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、民間給与との格差を埋めるため、一般職員の給料表の改定、勤勉手当の年間支給別月数0.05カ月の引き上げ、次年度から6月期と12月期の期末勤勉手当の支給率を均等に配分する改正、及び宿日直手当の改定をします。

また、1カ月に60時間を超える時間外勤務に時間外勤務代休時間の制度を新設し、時間外勤務代休時間を指定し、休息の機会を与えるため勤務をさせないことができるようになります。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例、立科町一般職の任期付の採用に関する条例、及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正では、期末手当の年間支給月数を0.05カ月引き上げ、平成30年12月1日から適用し、平成30年12月期に増額した分を含め次年度から6月期と12月期に均等に配分する改正をあわせて行います。

それでは、1ページをお願いいたします。第1条では、一般職の職員の給与に関する

る条例の一部改正です。

第24条第2項は、宿日直手当の改正であり、職員が行っている宿直勤務は200円増額し、4,400円となります。100分の90を100分の95は一般職の勤勉手当の改正、100分の110を100分の115は特定幹部の勤勉手当の改正、100分の42.5を100分の47.5は再任用職員の勤勉手当の改正、100分の52.5を100分の57.5は再任用幹部職員の勤勉手当の改正でございます。別表第1は、給料表の改定でございます。

9ページをお願いいたします。第2条は、平成31年4月1日から施行される改正となります。

第21条の改正では、1月60時間を超える時間外勤務を時間外勤務代休時間に指定した場合の時間外勤務手当の支給について定めております。これにより、休息の機会を与えるため、勤務させないことができるようになります。

下段からの第27条第1項の改正は、一般職特定幹部再任用職員の期末手当について6月と12月の支給割合をそれぞれ均等にする改正となります。

10ページをお願いいたします。第30条第1項は勤勉手当の額の支給割合について、平成30年度に引き上げ分を均等にする改正でございます。

附則として、第1項で公付の日から施行し、ただし第2条並びに附則第6項、第8項、第10項及び第11項の規定は、平成31年4月1日からの施行とします。

第2項では第1条の宿日直手当及び別表第1給料表の改定は、平成30年4月1日から適用し、一般職、特別職、任期付職員、議会議員等の期末手当または勤勉手当の改正は平成30年12月1日からの適用と定め、第4項では改正前に支払われた給与は改正後の給料の内払いとみなす規定となっております。

第5項及び6項は特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の改正であり、第5項は平成30年12月1日改正分を、第6項は平成31年4月1日からの改正分を定めております。

第7項及び第8項は、立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正であり、第7項で平成30年12月1日からの改正を、第8項で平成31年4月1日からの改正を定めております。

第9項及び第10項は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正であり、第9項で平成30年12月1日からの改正を、第10項で平成31年4月1日からの改正を定めております。

第11項は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の改正であり、時間外勤務代休時間について定めました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第11 議案第8号

議長（西藤 努君） 日程第11 議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。竹重企画課長、登壇の上、願います。

〈企画課長 竹重 和明君 登壇〉

企画課長（竹重和明君） 議案第8号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出です。

ふるさと交流館の2階部分を議案第3号 立科町テレワークセンターの設置及び管理に関する条例として制定することに伴い、2階部分に係る規定を削除する必要が生じました。使用料は2階ホールに限定したものであり、使用料及び使用料の減免の規定を削り、条例で定めることが望ましいとされている使用許可の取り消し、施設等の損傷または滅失の届け出等その弁償または原状回復の義務等の規定を追加し、第4条から第8条までを改めます。あわせて5区の表現についても変更する一部改正をお願いするものでございます。

第2条の見出し中、「設置」の前に「目的及び」を加え、「目的及び設置」とし、第3条の表中の「2602の1」を「2602番地1」と表記を住民票の住所表記に改めております。

第4条から第8条までを次のように改めるとして、第4条では入館の制限等として町長は交流館に入館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは入館を拒否し、または退館を命ずることができるとして、第1号から第4号までを記しております。

第5条では、使用の許可として交流館を催事等において使用しようとするもの、または町立設備を使用しようとするものは町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とすると規定して、町民や中山道を歩く皆様が資料展示の見学等の通常使用はこれまで同様使用許可は必要ございません。

第6条は、使用許可の取り消し等を、第7条では、施設等の損傷又は滅失の届け出とその弁償または現況回復の義務を、第8条では、使用終了の届け出と原状回復の義務を規定しております。

附則で、この条例は平成31年4月1日から施行することとします。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第9号

議長（西藤 努君） 日程第12 議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する

る条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井農林課長、登壇の上、願います。

〈農林課長 今井 一行君 登壇〉

**農林課長（今井一行君）** 議案第9号 立科町都市農村交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、現在設備がなく、受け入れのできない餅加工に係る料金表を削除し、あわせて運用の現状と整合し、より明確に判断ができるよう、語句等を整備するものでございます。

1 ページをご覧ください。第1条は、条例を制定する根拠が地方自治法第204条の2第1項によるものでございますので、抜けている第1項を加えるものです。

第3条は、別表表記から本文での表記に改めるものでございます。

第4条は、指定管理をさせている業務は運営が主でございますので、第1号とし、集客事業も重要な業務でありますので、第2号として明記いたします。

第5条の改正は、そもそも農産物直売加工施設は指定管理者に管理させることとしておりますので、整合していないただし書きを削ります。また、開館時間や休館日等は指定管理者に決定の裁量を与えるべきでございますので、開館時間や休館日をしていない表を削り、指定管理者が定めるものとする改めます。

第6条第1項は、第3条の改正同様、別表表記から本文表記に改め、第2項は不許可の場合を列挙するように改め、第3項の改正は、許可の根拠は第1項となるため、前項を第1項に付けるを付すると改めるものです。

2 ページをお願いいたします。加えます第6条の2は、許可の取り消し、使用の中止についての規定です。本条例の施行規則に規定していましたが、不利益処分でもありますので、条例に規定するものであります。

第7条は、改正前の規定は施設の内部に限るような捉え方もできることから、敷地まで規制の範囲と明記するものです。

第10条第2号は、「善良な風俗」の表記は法令では「善良の風俗」が一般的であるために改めます。新たに規定を加えます第6条第2項にあわせました。なお、第6条は不許可の要件に係る規定、本条は立ち入りに関する制限の規定となります。

第11条は、この条例において、クライנגルテンの貸しつけ決定という行為は規定しておりませんので、使用者と改めます。加えます第2項は、体験学習に伴って研修室等を使用する場合においては、体験料に含めて徴収しているため実態に合わせるための改正です。

第11条の2は、減免についての表記が曖昧でありましたので、みそ加工を除く交流センターの使用料であると明記するものです。

第12条は、不要な規定でありますので、削除いたします。

第13条、第14条は、原状回復等の義務は農産物直売加工施設の利用者である指定管理者そのものでありますので加えます。

3 ページをお願いいたします。別表の 1、2 は削除し、「別表第 3」を「別表」と改めます。この表は料金表になります。冒頭も申し上げましたところですが、現在では設備がなく受け入れのできない餅加工を削りますが、使用料金そのものには改定はありません。なお、超過料金についての表記がわかりづらかったため、それぞれ 1 時間当たり 20 円、または 200 円と明記いたします。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第13 議案第10号

**議長（西藤 努君）** 日程第13 議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第10号 立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、平成24年立科町条例第25号の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。本日提出でございます。

これは、水道法施行令などの一部改正に伴いまして、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

裏面をご覧ください。立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例、立科町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、平成24年立科町条例第25号の一部を次のように改正する。第3条第1項第3号中、「短期大学」の次に、「（同法による専門職大学の前期課程を含む）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては終了した後）」を加える。

第4条第1項第2号中、「卒業した後」の次に、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては終了した後）」については「6年以上」の次にの前に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては終了した物）」を加える。



附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日からの施行といたします。  
以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第14 議案第11号

議長（西藤 努君） 日程第14 議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。小平観光商工課長、登壇の上、願いま  
す。

〈観光商工課長 小平 春幸君 登壇〉

観光商工課長（小平春幸君） 議案第11号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定に  
ついて、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、今般、蓼科第二牧場へ整備したクロスカントリーコースの設置及び利  
用料金に関するための条例制定であります。

裏面をご覧ください。第2条で、名称として、蓼科クロスカントリーコースとし、  
設置場所は大字芦田八ヶ野鳴石原55番地とするものであります。

第5条関係の別表へ、利用料金の区分を追加するものです。営利を目的としない場  
合において占用する場合は半日5,000円、占用しない場合において小中学生及び高校  
生については1人1日100円、一般1人1日につき200円、営利を目的とする占用使用  
する場合、半日1万円とするものです。

この料金は、町内に住所を有する者、別荘利用者、町内に事務所または事業所を有  
する法人等、及び町内の宿泊施設利用者以外の者が施設を利用する場合の利用料金の  
額は、利用料金の2倍に相当する額とするものとしたものであります。

附則といたしまして、この条例は平成31年4月1日から施行するといたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い  
申し上げます。

議長（西藤 努君） ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は午後1時30分です。

（午後0時07分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（西藤 努君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで報告いたします。8番、森本信明君から身内の不幸のため早退の届けが出て  
おります。

◎日程第15 議案第12号

議長（西藤 努君） 日程第15 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第6号）  
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

総務課長（長坂徳三君） 議案第12号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,913万1,000円減額し、予算の総額を49億3,133万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入について、4ページからは歳出について記載しております。6ページ、7ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出になります。

8ページをお願いいたします。歳入について主要な補正について説明いたします。1款町税では、1項町民税2項固定資産税3項軽自動車税はいずれも徴収実績による決算見込みにより増額補正でございます。

9ページ、12款分担金及び負担金は、それぞれの実績見込みによる補正です。13款使用料及び手数料は、権現の湯の大規模改修工事の延期により閉館日数が増加したことなどによる減額の補正でございます。

10ページ、14款国庫支出金1項国庫負担金及び2項国庫補助金では事業推進による事業実績に伴う補正となります。2項1目1節総務管理費補助金、情報通信技術利活用事業費補助金1,750万6,000円の減額は交付決定によるもので、合わせて歳出のふるさとテレワーク推進事業経費も減額しております。

11ページ、15款県支出金1項県負担金、2項県補助金、12ページの3項委託金については、事業実績に伴う補正となります。16款財産収入、17款1項1目ふるさと寄附金は実績に伴う見込みで計上、2目消防費寄附金は消防施設整備に係る寄附金実績によるものでございます。

13ページ、18款繰入金は、ふるさと基金から繰り入れを行い、寄附者の意向に沿った事業へ充当をするための繰り入れです。20款諸収入は、実績に伴う補正のほか、8節消防費雑入、佐久広域連合返還金328万3,000円は、佐久広域連合で整備をしました消防救急無線デジタル化整備事業に掛かる返還金でございます。

14ページをお願いいたします。歳出の主なものについてご説明を申し上げます。1款議会費では、県人事委員会勧告による県の給与条例改正にあわせた町条例改正に伴う人件費の補正でございます。各款で補正しておりますので、以降の説明は省略しますので、よろしくをお願いいたします。2款総務費1項1目一般管理費は事業進捗に伴う補正が主なものになりますが、電算管理経費259万円の減額はハウジング経費の減額によります。

15ページ、3目財産管理費は、ふるさと寄附金の減額見込みに伴う補正、5目企画費では、事業実績見込みに伴う補正となりますが、16ページ下段のふるさとテレワーク推進事業経費の1,483万8,000円の減額は補助金交付決定の減額により、事業経費を減額したものでございます。9目ふるさと寄附金事業経費は、実績見込みにより減額でございます。2項徴税費、2項2目賦課徴税費電算委託料の減額は、コンビニ収納導入経費削減による補正でございます。

18ページ、4項選挙費では、県議会議員選挙はこの4月に実施する選挙準備に係る手当の増額であり、4目県知事選挙は実績による補正となっております。

20ページ、7項コミュニティー費は、耐震工事の増工などにより温泉館の休館が延びたことによる経費の減額が主な補正でございます。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費社会福祉一般経費では、国民健康保険特別会計への繰出金を交付決定により68万1,000円を増額し、障害者支援事業経費では障害福祉サービス経費を実績見込みにより1,000万円増額計上いたしました。

22ページ、3目福祉医療費の財源補正はふるさと基金から福祉医療給付事業へ300万1,000円充当するものでございます。2項児童福祉費2目子育て支援費の財源の補正は補助金の確定によるものでございます。

23ページ、3目保育所費では、事業実績見込みによる財源補正などとなっております。

24ページ、25ページの3項高齢者福祉費は、事業実績見込みによる補正によるほか、3目高齢者施設費、修繕料28万3,000円は床暖温度制御弁の修繕、修繕料16万9,000円はボイラー配管の漏水修繕に係る経費でございます。

26ページ、27ページ、4款衛生費1項保険衛生費及び2項清掃費は事業実績の見込みによる補正でございます。

28ページ、5款農林水産業費となります。3目農業振興費では、事業実績に伴う補正に加え、業務委託料212万4,000円の減及び工事請負費390万円の減は家畜ふん尿流出による農地復旧工事費の減額見込みによるものでございます。

30ページ、6目中山間地域振興費は、中山間地域農業支払事業対象農地の転用により、交付金の減額及び返還金を計上し、8目多面的機能支払費は国からの長寿命化交付金の減額に伴う補正でございます。

31ページ、2項林業費は、補助金確定に伴う減額となりますが、3目森林造成事業費では、安価で工事を行うことができたことによる減額でございます。3項土地改良費は、事業実績に伴い、県営かんがい排水事業の町負担金の減及び土地改良事業補助金の減により1,290万4,000円の減額でございます。

32ページ、6款商工費では1項2目商工振興費補助金140万5,000円の減は、利子補助金の実績見込みによる減、3目地域交通対策の補助金70万円の増は、廃止路線バスの丸子線、中仙道線の決算見込みによる運行費補助の増でございます。2項観光費

1目観光総務費の財源補正は、ふるさと基金から観光地環境対策事業へ82万円充当し、3目観光施設費の財源補正はふるさと基金から、蓼科牧場景観整備事業や御泉水自然園舗道修繕事業などへ444万5,000円充当し、ほか事業実績見込みによる補正でございます。

34ページからの7款土木費2項1目道路維持管理経費では、凍結防止剤購入費を見込みにより増額補正し、35ページ4項住宅費では早期修繕が必要な箇所の対応のため、修繕料を70万円増額しております。

36ページ、5項下水道費、川西保健衛生施設組合負担金の減額により541万6,000円の減、及び下水道事業特別会計の事業実績見込みにより、繰出金1,641万6,000円の減額を計上してございます。

37ページ、8款消防費は、実績に伴う補正であり、38ページからの9款教育費では、1項教育総務費、39ページ、2項小学校費、40ページ、中学校費はそれぞれ実績見込みによる補正を計上し、中学校費、一般給与の122万3,000円の減額は、育児休暇の延長に伴う補正でございます。

41ページ、4項社会教育費、42ページ、5項社会体育費は事業実績見込みに伴う減額補正でございます。

43ページ、6項施設管理費の財源の補正は、ふるさと基金から史跡公園管理事業へ63万5,000円充当するものでございます。

歳入歳出の差額1億1,972万4,000円は予備費で調整をいたしました。

44ページからは給与費明細書となります。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜わりますようお願い申し上げます。

◎日程第16 議案第13号～日程第18 議案第15号

**議長（西藤 努君）** 日程第16 議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてから、日程第18 議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてまでの3案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。齋藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 齋藤 明美君 登壇〉

**町民課長（齋藤明美君）** 議案第13号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億5,739万3,000円とするものです。

4ページをお願いいたします。歳入につきまして、1款国民健康保険税は1項1目一般被保険者国民健康保険税で322万5,000円の増、2目退職被保険者等国民健康保険

税で同額の322万5,000円を減額いたしました。これは、退職被保険者が65歳到達により退職から一般へ変更になったことにより、実績見込みから科目間の調整をしたものであります。

5 ページ、5 款繰入金は1 項1 目一般会計繰入金で保険基盤安定繰入金の国県負担分の交付決定による増額補正であります。

続いて、歳出でございますが、2 款保険給付費のうち1 項療養諸費では決算見込みにより1 目一般被保険者療養給付費で3,450万円の増額、2 目退職被保険者等療養給付費で2,540万円の減額、3 目一般被保険者療養費は60万円を減額し、総額850万円の増額でございます。

6 ページをお願いいたします。2 項高額療養費では、1 目一般被保険者高額療養費で250万円の減額、2 目退職被保険者等高額療養費では600万円の減額でございます。歳入で説明をいたしました国民健康保険税と同様に退職被保険者の65歳到達により、退職から一般へ変更となったことと、決算見込みを鑑み、科目間の内訳調整のみを行ったため、2 款保険給付費全体での予算額の変更はございません。7 款予備費で歳入歳出の調整をいたしました。

以上、提案理由の説明をさせていただきましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ268万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,942万6,000円とするものです。

4 ページをご覧ください。歳入につきまして、繰入金では、1 項一般会計繰入金で1 目事務費繰入金は7 款国庫支出金で高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として今年度実施したシステム改修費の補助金が確定したことにより、一般会計からの繰入金を同額減額するものでございます。2 目保険基盤安定繰入金は額確定に伴い268万2,000円を減額するものでございます。

続いて、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合の納付金について、保険基盤安定繰入金の確定に伴い268万2,000円を減額補正するものでございます。

以上、説明申し上げますが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ439万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,033万3,000円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入につきまして、1 款保険料1 項1 目第1号被保険者保険料は、実績見込みにより特別徴収保険料を450万円増額し、4 款国庫支出金

1 項国庫負担金につきましては、交付見込みにより14万5,000円の減額補正でございます。2 項国庫補助金 6 目保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援及び重度化防止等に関する取り組みを支援するための交付金として、額確定により104万2,000円を計上いたしました。

5 款支払基金交付金では、交付見込みにより263万1,000円の減額でございます。

6 ページをお願いいたします。6 款県支出金では、介護給付費の実績見込みにより181万4,000円の増額、8 款繰入金 1 項一般会計繰入金では、システム改修費及び佐久広域介護認定審査会負担金の確定により14万7,000円の減額補正でございます。

10 款諸収入 3 項地域支援事業利用者負担金は、総合事業に係る利用者負担金の実績見込みによる減額補正でございます。

続きまして、7 ページからは歳出となります。1 款総務費 1 項総務管理費で平成31年度に実施予定の低所得の第 1 号被保険者が納める保険料軽減強化に対応するためのシステム改修費として18万9,000円を増額し、3 項介護認定審査会費では佐久広域連合への負担金の確定により33万6,000円を減額いたします。

2 款保険給付費 1 項介護サービス給付費では、主に施設介護サービス給付費の伸びにより、国保連合会負担金を820万円増額し、8 ページ 2 項介護予防サービス給付費は250万円の減額をそれぞれ実績見込みにより計上いたしました。4 項高額介護サービス費は、実績見込みにより100万円の増額補正であります。5 項特定入所者介護サービス費は、低所得の要介護者及び要支援者に対する施設サービス等の負担限度額の超過分として、実績見込みにより国保連合会への負担金を253万円増額補正でございます。

3 款地域支援事業費 1 項包括的支援事業任意事業費 1 目包括的支援事業費は県人事委員会勧告に伴う職員給与費の増額が主なものでございます。2 目任意事業費及び10 ページ、3 目在宅医療介護連携推進事業費は財源内訳の補正でございます。4 目生活支援体制整備事業費では、実績により委員等報酬を12万円減額し、臨時職員賃金では通所サービス B 及び C に係る送迎運転手賃金を見込んでおりましたが、今年度実績がなかったため、皆減といたしました。5 目認知症総合支援事業費では、平成30年度から設置いたしました認知症初期集中支援チームに係る経費でございますが、チーム員を職員が兼ねたため、委員等報酬を減額し、その他、実績により減額補正でございます。

2 項介護保険生活支援サービス事業費では、業務委託料で通所サービス C 分として40万円の減額、負担金では現行相当サービス及びサービス A の実績見込みにより国保連合会への負担金として86万円の増額補正でございます。

12 ページをお願いいたします。3 項一般介護予防事業費は財源内訳の補正でございます。

4 款基金積立金は、保険者機能強化推進交付金を地域支援事業に充当した結果、第

1号保険料に余剰が発生したため、後年度の安定的な事業運営に活用するため、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。

6款予備費において、歳入歳出予算の調整をいたしました。

14ページ以降につきましては、給与費の明細書でございます。

以上説明申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第19 議案第16号～日程第22 議案第19号

**議長（西藤 努君）** 日程第19 議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてから日程第22 議案第19号 平成30年度立科町水道事業事業会計補正予算（第2号）についてまでの4案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第16号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,013万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,134万7,000円といたします。

4ページをご覧ください。地方債の変更でございます。第2表地方債補正によります。起債の目的は地方公営企業公費適用事業、補正後の限度額は410万円、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

6ページをご覧ください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金について、実績見込みにより97万2,000円の減額といたします。

2款使用料及び手数料1目下水道使用料について、実績見込みにより120万円の減額でございます。

3款国庫支出金1目下水道費国庫補助金90万円の減額は社会資本整備総合交付金事業の実績見込みによる減額、2目衛生費国庫補助金22万1,000円の減額と7ページ4款県支出金1目衛生費県補助金22万1,000円の減額は合併処理浄化槽の設置申請が皆無であったことによる減額でございます。

5款繰入金1目一般会計繰入金について、実績見込みにより合計1,641万6,000円の減額でございます。

8款町債1目下水道事業債は、公営企業会計以降業務の実績見込みにより20万円の減額といたします。

次に、歳出でございますが、8ページをご覧ください。1款下水道費1項下水道管理費1目下水道等管理費のうち、人件費については実績並びに人勸による補正でございます。12節役務費63万1,000円の減額、13節委託料247万3,000円の減額、15節工事

請負費51万8,000円の減額、これらは実績見込みによる減額となります。27節公課費206万円の減額は実績によります消費税の減額でございます。

9ページをご覧ください。2目コンプラ等管理費では、実績見込みにより15節工事請負費が65万8,000円の減額でございます。2項下水道事業費1目下水道等事業費では新規加入に伴う管路延長工事が皆無だったことによりまして、13節委託料が50万円の減額、15節工事請負費が486万円の減額、19節負担金補助及び交付金では合併処理浄化槽設置整備補助金として計上しておりました一般家庭用2基分の申請が皆無だったことにより100万円の減額でございます。

2目茂田井下水道事業経費については、新規加入に伴う管路延長工事が皆無だったことにより、13節委託料50万円の減額、10ページでは、15節工事請負費486万円の減額となっております。

2款公債費は財源内訳の変更でございます。

12ページ以降は、給与費明細書でございますので、ご覧をいただきたいと思っております。以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第17号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,470万5,000円といたします。

4ページをご覧ください。歳入では2款使用料及び手数料1目下水道使用料について81万7,000円の増額でございます。これは、滞納繰り越し分の実績見込みによるものでございます。

4款繰入金1目基金繰入金は100万円の減額でございます。

5ページをご覧ください。歳出では、1款衛生費1目下水道管理費について、実績見込みにより11節需用費301万5,000円の減額、15節工事請負費103万6,000円の減額となります。25節積立金は558万8,000円の増額でございます。

2款予備費は100万円の減額でございます。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,674万7,000円といたします。

3ページをご覧ください。地方債の変更でございますが、第2表地方債補正によります。起債の目的は、地方公営企業公費適用事業、補正後の限度額は820万円、起債



の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

5 ページをご覧ください。歳入では、2 款使用料及び手数料 1 目下水道使用料について実績見込みによる600万円の減額でございます。

4 款諸収入 1 目雑入149万7,000円の増額は、諏訪湖流域下水道からの建設工事負担金の返還金でございます。

7 款町債 1 目下水道事業債は、公営企業会計移行業務の実績見込みにより40万円の減額でございます。

6 ページをご覧ください。歳出では、1 款下水道費 1 目下水道等管理費について、実績見込みにより11節需用費170万円の減額、13節委託料59万4,000円の減額、19節負担金補助及び交付金410万6,000円の減額となっております。

2 款予備費は149万7,000円の増額でございます。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。収益的収入及び支出、第2条、平成30年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入では、第41款水道事業収益第1項営業収益について336万6,000円を減額し、2億4,557万9,000円とするものです。

支出では、第51款水道事業費用第1項営業費用について124万3,000円減額し、2億5,479万4,000円とし、第4項予備費を212万3,000円減額し、1,130万4,000円とするものです。

2 ページをご覧ください。議会の議決を経なければ流用できない経費、第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費2,039万6,000円を1,899万5,000円に改めます。

3 ページをご覧ください。収益的収入でございますが、1 項営業収益 1 目給水収益では、実績見込みによる水道使用料270万円の減額、2 目受託工事収益では、実績により宇山バイパス補償料66万6,000円の減額でございます。

次に、収益的支出ですが、1 項営業費用について、実績並びに人勸による人件費の補正のほか、2 目配水及び給水費、18節修繕料では、本管等修理代として90万円の増額、3 目受託工事費25節工事請負費では、実績により107万円の減額となっております。4 項予備費は212万3,000円の減額でございます。

4 ページは、30年度水道事業予定キャッシュ・フローでございます。

5 ページ以降は給与費明細書となっておりますので、ご覧ください。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第23 議案第20号

議長（西藤 努君） 日程第23 議案第20号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明をもとめます。小平観光商工課長、登壇の上、願います。

〈観光商工課長 小平 春幸君 登壇〉

観光商工課長（小平春幸君） 議案第20号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第3号）は、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第51款索道事業費用の予算額は増減なく4億3,639万1,000円であります。第1項営業費用を1万7,000円減額し、同額を第3項予備費で調整させていただきます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第6条中（1）職員給与費3,072万1,000円を3,070万2,000円に改めるものです。

2 ページをお開きください。支出第51款索道事業費用の総額に増減はありません。

第1項営業費用の第1目リフト営業費用を1万7,000円減額し、1億7,197万1,000円に改めるものです。1節給料は1万1,000円、2節手当は8万1,000円、5節退職組合負担金は2,000円、いずれも増額し、4節法定福利費は11万1,000円を減額するものであります。これは、長野県人事委員会勧告による職員給与の改定と実績に伴う、調整に伴うものであります。

第3項予備費は、第1項営業費用の減額分1万7,000円を調整し、788万1,000円としました。

3 ページをご覧ください。平成30年度索道事業予定キャッシュ・フロー計算書（税抜）であります。

4 ページから5 ページは給与費明細書です。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第21号

議長（西藤 努君） 日程第24 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託についてを議題とします。

本案について説明を求めます。齋藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 齋藤 明美君 登壇〉

町民課長（齋藤明美君） 議案第21号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、

提案理由の説明を申し上げます。

今回の事務委託につきましては、佐久地域定住自立圏形成協定に基づき、戸籍システムの機器更新経費及び維持管理経費の削減や災害等有事の際の業務の継続と早期復旧の観点から、関係市町村において戸籍事務の共同化について検討を進めてまいりましたところ、12市町村全ての参加により共同事業として運用することとなりましたことから、その事務について、立科町と南牧村との協議により、別紙規約を定め委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

裏面、規約をご覧ください。

第1条では、立科町が南牧村に委託する事務の範囲を規定し、第2条では、南牧村において行う管理及び執行の方法を規定し、適用される条例等の制定及び改廃については、あらかじめ立科町長へ通知をするものいたします。

第3条では、委託事務の管理及び執行に係る経費は立科町の負担とし、額については、双方協議の上定めることとしております。

第4条は、定期的な連絡会議の開催について。第5条は、補足でございます。

附則として、施行期日は平成33年11月1日からでございますが、これは共同化参加12団体の戸籍システムの更新時期に合わせ、平成31年11月1日施行の第1グループと、平成33年11月1日施行の第2グループに区分したことにより、立科町は第2グループに属しているためでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

#### ◎日程第25 議案第22号

**議長（西藤 努君）** 日程第25 議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。片桐建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 片桐 栄一君 登壇〉

**建設課長（片桐栄一君）** 議案第22号 立科町町道路線の一部廃止及び名称変更について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、小学校線の改良工事が完成したことに伴い、小学校校舎と校庭間を通る町道の一部を廃止し、これにかかわる路線名称の変更をするものでございます。

立科町 町道路線の一部廃止及び名称変更について、次のとおり町道の路線を一部廃止及び名称変更するため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

1、一部廃止する路線、路線名は小学校線、起点は大字芦田字八天台3698番1、地先、終点は大字芦田字八天台3700番7地先、延長は145.7メートルでございます。

2、名称変更する路線、新路線名は小学校線、旧路線名は小学校グラウンド南線、起点は大字芦田字獅子塚3721番17地先、終点は大字芦田字八天台3697番地先、延長は151.8メートルでございます。

もう1路線でございます。新路線名は小学校北線、旧路線名は小学校線、起点は大字芦田字八天台3695番3地先、終点は大字芦田字中島上3683番5地先、延長は128.7メートルでございます。

以上でございますが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（西藤 努君）** ここで、暫時休憩とします。再開は2時35分からです。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時35分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

先ほど、8番、森本信明君の早退の報告をしましたが、午後の会議の遅刻に訂正します。

◎日程第26 議案第23号

**議長（西藤 努君）** 日程第26 議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。長坂総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 長坂 徳三君 登壇〉

**総務課長（長坂徳三君）** 議案第23号 平成31年度立科町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成31年度立科町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億8,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用と定める。平成31年3月4日提出でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算でございます。

まず、歳入となります。

款、項、本年度予算額の順に申し上げます。

1款1項町民税3億2,436万円、2項固定資産税4億2,267万3,000円、3項軽自動車税2,810万円、4項町たばこ税3,200万円、5項入湯税3,300万円。

2款1項地方揮発油譲与税1,700万円、2項自動車重量譲与税4,100万円。

3款1項利子割交付金100万円、4款1項配当割交付金200万円、5款1項株式等譲渡所得割交付金100万円、6款1項地方消費税交付金1億5,000万円。

7款1項ゴルフ場利用税交付金850万円、8款1項自動車取得税交付金600万円、9款1項環境性能割交付金400万円、10款1項地方特例交付金320万円、11款1項地方交付税16億6,000万円、12款1項交通安全対策特別交付金70万円、13款1項負担金2,779万2,000円、14款1項使用料1億3,988万1,000円、2項手数料1,009万9,000円、15款1項国庫負担金1億5,285万2,000円、2項国庫補助金3,519万4,000円、3項委託金224万9,000円、16款1項県負担金9,712万9,000円、2項県補助金1億1,255万7,000円、3項委託金3,057万3,000円、17款1項財産運用収入1億108万6,000円、2項財産売り払い収入2,720万1,000円、18款1項寄附金3,699万5,000円、19款1項特別会計繰入金200万6,000円、2項基金繰入金2億7,040万1,000円、3項財産区繰入金200万円、20款1項繰越金6,000万円、21款1項延滞金、加算金及び過料7万2,000円、2項町預金利子15万円、3項貸付金元利収入8,846万円、4項雑入4,247万円、22款1項町債1億630万円、歳入合計40億8,000万円。

次に、5ページ、歳出でございます。

1款1項議会費7,132万5,000円、2款1項総務管理費5億8,869万9,000円、2項徴税費6,613万円、3項戸籍住民基本台帳費3,761万2,000円、4項選挙費2,809万円、5項統計調査費227万9,000円、6項監査委員費66万3,000円、7項コミュニティ費1億203万2,000円、3款1項社会福祉費3億4,086万3,000円、2項児童福祉費2億7,401万8,000円、3項高齢者福祉費3億4,976万3,000円、4項人権政策推進費230万1,000円、5項災害救助費2,000円、4款1項保健衛生費1億2,933万円、2項清掃費1億9,532万1,000円。

次ページ、5款1項農業費1億5,721万1,000円、2項林業費5,918万8,000円、3項土地改良費1,807万9,000円、6款1項商工費1億9,058万8,000円、2項観光費1億2,614万5,000円、7款1項土木管理費3,513万円、2項道路橋梁費1億2,140万円、

3 項河川費242万円、4 項住宅費1,176万5,000円、5 項下水道費3 億7,518万3,000円、8 款1 項消防費1 億5,214万1,000円、9 款1 項教育総務費1 億2,815万円、2 項小学校費6,446万1,000円、3 項中学校費7,418万円、4 項社会教育費2,682万6,000円、5 項社会体育費1,536万7,000円、6 款施設管理費1,357万円、10 款1 項農林業施設災害復旧費200万円、2 項公共土木施設災害復旧費100万円、11 款1 項公債費2 億9,176万8,000円、12 款1 項予備費2,500万円、歳出合計40億8,000万円。昨年度より3 億7,000万円減額した予算となっております。

次に、8 ページをお願いいたします。

2 表債務負担行為です。

事項、蓼科牧場賃貸借、飼育動物に対する損失補償、期間、平成31年度、限度額、蓼科牧場飼育動物賃貸借契約書第5条に定められた補償の額。

内容でございますけれども、平成31年度に賃貸借する飼育動物が死亡等で損失補償する場合の債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、第3表地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

臨時財政対策債1 億円、公共事業等370万円、辺地対策事業260万円、計1 億630万円でございます。

起債の方法、証書借り入れまたは証券発行、利率4 %以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができる。

臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として借り入れをするもので、元利償還金に対し100%の交付税措置がございまして。公共事業等債は20%、辺地対策事業債は80%の交付税措置がある有利な起債となっております。

歳入歳出予算事項別明細書の各項ごとに主なものについてご説明を申し上げます。

12 ページをお願いいたします。

2 歳入となります。

1 款1 項町民税は前年度実績などを勘案し、個人町民税は前年度比4.7%、1,225万8,000円の増、法人町民税は前年度比7.4%344万4,000円の増額で計上をいたしました。2 項固定資産税は新築家屋等があったことにより、51万4,000円の増を見込みました。

13 ページをお願いいたします。

3 項軽自動車税は実績見込みによる計上でございます。

4 項町たばこ税、5 項入湯税は30年度の実績見込みにより計上をいたしました。

14 ページへの2 款地方譲与税から16 ページの11 款交通安全対策特別交付金までは、

地方財政計画または過去の実績等により見込みを算定しました。

15ページ、6款地方消費税交付金は、税率引き上げに伴い2,000万円の増額を見込み、8款自動車取得税交付金は、9月末日をもって廃止されることから減額であり、代替となる交付金として、16ページに、9款環境性能割交付金を創設いたしました。

11款地方交付税は、国の地方交付税総額が前年度比1,724億円増額となり、加えて起債の償還が始まり、交付税措置額が増えたことなどにより、普通交付税は7,000万円の増額を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

13款1項負担金1目1節児童福祉費負担金では、国が実施する幼児教育の無償化に伴い、3歳児以上の保育料無償化により保育負担金の減額を見込んでおります。

18ページ、14款1項使用料では、コミュニティ施設使用料は、主に権現の湯の入館料等になりますが、前年度は大規模改修工事に伴う閉館を見込んだ予算計上であったため、本年度2,323万6,000円の大幅な増額となっております。

以下、20ページの手数料までは、前年度実績からの見込みによる計上でございます。

20ページをお願いいたします。

下段、15款1項国庫負担金は、前年度の実績見込みから障害者支援事業は9.6%、691万5,000円の増、児童手当負担金は4.2%、272万円の減額を見込み、高齢者福祉費負担金は、消費税引き上げに伴う負担軽減策により増額計上となっております。

21ページ、2項国庫補助金は、テレワーク事業を推進する地方創生推進交付金1,032万円及び町道五本木前線の改良工事に伴う社会資本整備総合交付金1,566万4,000円が主な補助事業でございます。

23ページをお願いいたします。

16款1項県負担金の主なものは、国民健康保険基盤安定負担金、障がい者支援事業負担金、児童手当負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金が主なものでございます。前年度比105万9,000円の増額となっております。

2項県補助金は、1目総務費県補助金、地域発元気づくり支援金事業補助金は、学生地域活動支援事業への補助金、2目民生費県補助金では、福祉医療費給付事業補助金が主なものでございます。

24ページ、4目農林水産業費県補助金は経常的な事業となりますが、中山間地域農業直接支払い補助金、多面的機能支払い交付金、森林造成事業補助金、松くい虫防除対策事業の補助金が主なものでございます。

25ページ、3項委託金は、県税徴収事務委託金と選挙費委託金は、本年4月に実施する県議会議員選挙及び7月実施予定の参議院議員選挙委託金を計上しております。

26ページ、17款1項財産運用収入では、1目財産貸付収入では、別荘等の契約更新件数の増を見込み増額といたしました。

27ページをお願いいたします。

17款2項財産売り払い収入では、搬出間伐等の売り払いなどの収入として、立木等売り払い収入1,930万円計上しております。

18款寄附金では、ふるさと寄附金を2,050万円見込みました。総務省のふるさと寄附金制度見直しにより8,250万円の減額を見込んでおります。

28ページ、19款2項基金繰入金は、財政調整基金2億7,000万円を計上しました。前年度比3億1,000万円の減額となります。前年度の権現の湯大規模改修工事などがなくなったことによるものでございます。基金繰り入れは、歳入が不足する額を計上しておりますが、今後確定する平成30年度予算からの繰越金や補助金の確保などに努め、基金の取り崩しについては慎重に検討をまいります。

3項財産区繰入金は、芦田財産区議会議員選挙費用の繰り入れでございます。

29ページ、20款1項繰越金は、6,000万円といたしました。

下段の21款3項貸付金元利収入は、中小企業振興資金融資預託金を8,700万円計上しております。

30ページ、4項雑入、総務費雑入では、011職員給与費負担金181万6,000円は、派遣職員の給与費等であり、派遣職員の減により前年度から863万4,000円の減額を計上しております。

ほか、31ページまでの雑入については、実績等からの見込みを計上しております。

32ページ、22款町債の臨時財政対策債は、交付税の代替として借り入れるものでございます。公共事業等債は県営かんがい排水事業の町負担金に係るものであり、辺地対策事業債は、白樺高原の2つの公衆トイレ改修について検討をするものでございます。

33ページをお願いします。

歳出となります。

各事業別に主な施策を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

1款議会費は、前年度比373万5,000円の増額計上をしております。

35ページ、2款1項総務管理費について、一般管理経費は経常的な経費の計上が主なものになります。新たな計上といたしましては、36ページから委託料に、平成32年4月から会計年度任用職員制度が始まることに備え、例規整備が必要であり、その整備支援業務経費を計上し、37ページ、中段の業務委託料では、働き方改革により残業時間のきめ細かな管理が求められることから、勤務時間のデータ管理をするための経費及び安全管理措置等改定支援業務経費174万円を計上し、特定個人情報保護評価に関する規則の改正に伴う改定を行います。ほか、経常的な経費を計上してございます。

39ページ、中段から、電算管理経費では、Windows 7のサポートが2020年1月に終了することにより、Windows 10へのアップグレード作業及び端末の更新リース料及び更新による端末設定作業経費として合わせて671万9,000円を含め、



1,028万1,000円を計上しております。

41ページ、中段、電算基幹系共同化システム共同利用負担金3,850万3,000円を計上しました。共同化につきましては、14町村の枠組みの中で再調達をするグループと現システムを更新するグループとに分かれ、2021年1月からの稼働に向け検討しております。立科町は、今後負担する経費や移行する準備期間などを考慮し、現状のまま再調達をするグループに入り、電算共同化を進めていく予定でございます。

下段以降は、特別職及び職員の給与となっております。来年度、事務職で新規採用の3名につきましては、人事配置が定まるまで総務課に計上してございます。

42ページをお願いいたします。

財政管理経費、次の財産管理経費、43ページの別荘等貸付地管理経費及び44ページ、庁舎管理経費、45ページ、町用車維持管理経費は、経常的な経費の計上でございます。

46ページをお願いいたします。

基金管理経費では、ふるさと寄附金から立科町ふるさと基金に1,100万1,000円の積み立てを計上し、47ページ、交通安全対策経費では、経常経費に加え、平成29年度から始めた18歳以下の子供及び障がいをお持ちの方などの東北信市町村交通災害共済掛金を無料化にするための経費36万2,000円を計上しております。

下段、企画一般経費では、経常経費に加え、第5次立科町振興計画後期基本計画策定に向けた経費及び公共施設長寿命化計画策定、個別計画の策定を進めてまいります。

49ページ、まちづくり事業経費では、国際交流推進協議会負担金500万円を計上し、2020年東京オリンピック・パラリンピックのウガンダ共和国のホストタウンとして、国際的な交流を進めます。

50ページ、地域・大学連携推進事業経費では、元気づくり支援金事業の補助金を受け、学生による地域課題解決事業200万円を計上いたしました。

移住定住推進経費では、51ページ、補助金を実績から増額計上いたしました。

地域おこし協力隊では、5名の隊員分を計上し、52ページをお願いいたします。地方創生推進事業経費2,105万2,000円は、地方創生推進交付金の補助を受けたテレワークを推進する事業経費となっております。

53ページ、諸費、消費者保護推進経費、地域情報通信経費は経常経費となっております。

次ページ、ふるさと寄附金事業経費では、総務省によるふるさと寄附金の制度改正に伴い、お礼品の見直しなどを行い、予算計上をいたしました。

下段、2項徴税费についてになります。税務一般経費は経常経費に加えて、新たな元号に対応するための印刷経費及びコンビニ納付用封筒印刷経費を計上しております。

56ページ、賦課徴収経費では、手数料で標準宅地鑑定業務手数料を計上し、2021年固定資産税の評価がえの準備を始めます。また、コンビニ収納に係る手数料を計上いたしました。

委託料は、次期eLTAシステム地方税共通納税システムを導入する委託料を計上しました。これにより、事業者は地方税全てを共通納税システムに納税すれば事足りることになり、業務の簡便化が図られることとなります。町は、そのシステムを介して納税されることとなります。

58ページ、3項戸籍住民基本台帳経費は、経常的な経費でございます。

60ページから選挙費となります。本年は4月21日に町長・町議会議員選挙、4月7日に県議会議員選挙、5月には芦田財産区議会議員選挙、7月には参議院議員選挙が執行されるため、その費用についてそれぞれ計上しております。

64ページ、5項統計調査費、指定統計調査経費では、工業統計調査、農林業センサス、経済センサスの経費が主なものでございます。

65ページ、7項コミュニティ費では、平成30年度では、開館以来20年経過した権現の湯のリニューアル工事経費を計上しておりましたが、経常的な経費のみとなり、大幅な減額となっております。

67ページ、下段のふるさと交流館管理経費は経常経費となります。

68ページ、テレワークセンター管理経費は、交流センターから独立した施設として管理運営を行っていくため、新たな計上でございます。

69ページから3款民生費となります。

1項社会福祉費一般経費は経常経費であり、70ページ、上段、国民健康保険特別会計繰出金は5,761万9,000円で、前年度より約290万円の増額となっております。社会福祉協議会関係経費では、補助金1,862万2,000円を計上いたしました。

下段、老人福祉センター管理経費は経常的な経費でございます。

72ページの障がい者支援事業経費では、障がい者福祉サービスの伸びを実績等により見込み、前年度比1,253万6,000円、7.7%の増額計上としております。

73ページ、下段から次ページの福祉医療給付事業経費では、乳幼児・児童については、昨年8月より現物給付方式となり、経常的な経費を計上しております。

75ページ、2項児童福祉費についてでございます。児童手当8,959万5,000円が主なもので、昨年度より約350万円減額となっております。児童館事業経費は経常的な経費を計上しております。

77ページ、子育て支援事業経費では、平成32年度からの子ども・子育て支援事業計画の後期計画策定のための経費327万5,000円を計上し、高等学校等就学支援金687万6,000円は、今議会に交付条例を提案しておりますが、高校生等の保護者に所得制限など一定の条件のもとに、生徒1人当たり月額3,000円の手当を交付し、子育て世帯の支援をするものでございます。

78ページ、保育所事業経費では経常経費を見込みました。

81ページ、下段、3項高齢者福祉費、高齢者福祉一般経費は経常経費でございます。

82ページ、後期高齢者医療経費では、後期高齢者医療広域連合負担金9,823万8,000

円、特別会計繰出金2,433万9,000円を計上し、介護保険経費では、介護保険特別会計繰出金1億3,187万7,000円を計上しております。

83ページからの2目高齢者福祉事業費は経常経費であり、85ページ、下段からの3目高齢者施設費、高齢者生きがいセンター管理経費では、経常経費に加え、玄関・階段スロープの修繕経費を計上しております。

87ページ、4項人権政策推進費1目人権政策推進総務費、2目人権センター運営費ともに、経常的な経費となっております。

90ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、それぞれ経常的な経費ですが、下段、地域医療対策事業経費では、佐久広域連合負担金で、佐久医療センター運営経費負担金644万3,000円を、川西保健衛生施設組合負担金では、川西赤十字病院運営費2,544万円を計上し、不採算医療機能分野の補填をすることとしております。

下段、成人・老人保健事業経費では、次ページ、電算委託料において、健康管理システムの保守・サポート終了に伴うバージョンアップ270万円を含め、478万5,000円を計上し、特定健診などの検診委託料1,260万4,000円、予防接種事業経費では、医薬材料費及び予防接種委託料が主なものでございます。

下段からの母子保健事業経費では、妊婦・乳児一般健康診査等委託料及び不妊治療補助金に加え、産婦健診、産後ケア、子育て短期支援事業経費を計上しております。

94ページ、環境衛生費では、佐久広域連合負担金、火葬場の負担金322万5,000円を計上しました。

95ページ、地球温暖化防止経費では、太陽光発電施設、クリーンエネルギー自動車購入費、住宅断熱性能向上リフォーム事業の補助金として400万円を計上しております。

下段、2項清掃費となります。1目ごみ処理費では、前年比6,717万3,000円、60%の増額となっております。ごみ処理一般経費、96ページ、下段の川西保健衛生施設組合負担金1億242万6,000円は、前年度より約2,400万円の増となり、佐久市・北佐久郡環境施設組合負担金5,727万7,000円は、前年度より約4,000万円の増額となっております。川西清掃センターの老朽化により可燃ごみの焼却処理を委託するための増額と、新クリーンセンター建設がピークとなり、負担金が増額したためでございます。

98ページからは、5款農林水産業費となります。1項1目農業委員会費、運営経費では、農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬及び活動経費を計上し、下段、農業総務一般経費は継続的な経費となります。

100ページ、農業振興経費では、下段、補助金では、各種メニューを整え、農業者支援を行うとともに、農業振興公社新規作物栽培管理経費350万7,000円を計上し、遊休・荒廃地対策として栽培したワラビなどの収穫体験を、立科町振興公社が行ってまいります。

101ページ、下段から、102ページ、上段の農畜産物立科ブランド確立事業経費では、ワイン用ブドウ栽培施設や苗木の補助金を需要により増額し、260万円計上をいたしました。家畜自衛防疫事業として、ワクチン接種が前年度から拡充しており、実績見込みにより増額しております。

103ページ、交流促進センター経費では、交流促進センター運営に係る経常的な経費が主なものになりますが、104ページの備品購入費で屋外で行う体験学習の飯ごう炊さん窯場用テント2基の購入を計上いたしました。

クラインガルテン経費では、計画的に実施しているラウベの扉交換を本年度は4棟分を計上しております。

104ページ、下段、中山間地域農業直接支払い事業経費では、協定締結23集落、145ヘクタールへの交付金2,414万2,000円を計上しております。

105ページ、森林公園管理経費は経常的な管理経費を計上し、多面的機能支払い経費では、10組織、676ヘクタールの農地で実施する農地維持・資源向上共同活動と資源向上長寿命化活動に対しての支援交付金、合わせて4,513万6,000円を計上いたしました。農業再生事業経費では、県の補助金の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を受けての実施となります。

106ページ、2項林業費となります。林業一般経費では、林地台帳管理システムを稼働させるためのパソコン及びソフトウェアの購入経費等72万6,000円を計上し、林業振興経費では、個人が行う松くい虫防除伐採事業への補助金200万円、薪ストーブ購入補助金100万円を前年同様に計上しております。

松くい虫防除対策事業経費では、県から7割の補助を受けて500立米の伐倒・燻蒸及び松並木の地上散布経費を計上しております。

108ページ、森林造成事業経費では、信州の森林づくり事業により県の補助金を受け、搬出間伐30ヘクタール、3,077万8,000円を計上いたしました。

3項土地改良費について、土地改良振興経費では、立科土地改良区への補助金及び県営かんがい排水事業経費として、平成31年度から10年かけて実施する県営かんがい排水事業、立科幹線の改修に伴う町負担分628万6,000円と、立科土地改良区負担分への補助金212万円を計上いたしました。

110ページから6款商工費になります。

111ページ、商工振興経費は経常的な経費となりますが、商工会補助金988万円及び中小企業振興資金貸付預託金8,700万円が主なものでございます。

112ページ、地域交通対策経費では、スマイル交通を運行する地域公共交通活性化協議会に補助金として3,192万4,000円、丸子線及び中仙道線の代替バス等運行補助金として、合わせて1,331万6,000円を計上しております。

2項観光費について、観光一般経費は、連携する各協議会への負担金などの経常的な経費となりますが、主なものとして、県国際観光推進協議会へ10万円、

信州ビーナスライン連携協議会負担金86万円を計上しております。

114ページ、下段、索道事業会計経費では、索道事業会計負担金781万2,000円は、白樺高原観光センター経費の負担金でございます。

2目観光振興費、観光推進経費では、立科町観光連盟補助金では、信州たてしな観光協会の活動補助金など1,339万6,000円を計上しました。

観光振興経費では、広告宣伝業務について、信州たてしな観光協会に一括して委託をし、効率のよい観光宣伝を行うこととしております。

観光施設管理経費では、117ページ、工事請負費1,430万円を計上し、御泉水自然園遊歩道の修繕60メートル、蓼科牧场景観整備は、御泉水自然園への植栽1,100本、クロスカントリーコース整備附帯工事として、看板などの設置、老朽化した女神湖バス停建て替えなど、施設の充実を図ります。

また、次ページの備品購入費では、ゴンドラ山頂駅に前年度整備した女神のそらテラス2基を増設し、眼下に広がる雄大な自然を楽しんでもらう計画でございます。

また、観光施設整備用の乗用レーキ、スポーツトラクターの購入を計上してございます。

辺地対策観光施設整備事業経費では、白樺高原の2つの公衆トイレ改修に向けた設計事業経費を計上いたしました。

牧場管理経費では、ふれあい牧場管理に係る経費などの経常経費に加え、蓼科第二牧場の傾いた石碑の修繕、追い込み柵の設置工事などを計上しております。

120ページからは、7款1項土木管理経費となります。

土木管理一般経費は経常経費が主なものとなっております。

121ページ、下段、水道事業会計経費では、簡易水道公債費利子分補助として、負担金480万7,000円を計上し、地下水保全事業経費では、佐久地域流域水環境計画策定のための負担金19万2,000円を計上いたしました。

122ページ、下段、2項道路橋梁費について、道路維持管理経費は、迅速な修繕に対応するため、小規模修繕料を1,900万円、修繕工事費を950万円計上するとともに、道路維持管理の地域活動を行う34地区と2団体への協力補助金240万円を計上いたしました。

123ページ、下段の道路新設改良舗装経費では、白樺湖大門峠線の舗装工事等で前年と同額の3,500万円を計上しております。

124ページ、交通安全施設整備経費では、道路外側線へのグリーンベルト設置工事費など400万円を計上し、安全対策を進めてまいります。

社会資本整備総合交付金、道路整備事業経費2,995万6,000円は、町道五本木前線120メートルの改良工事経費が主なものでございます。

125ページ、河川維持管理経費は、修繕工事など経常経費となります。

4項住宅費については、経常経費を計上したほか、細谷町営住宅の共用廊下及び駐

車場区画線などの修繕料として350万円を計上いたしました。

126ページ、住宅建築物耐震改修等事業経費の住宅耐震改修事業補助金100万円は、事業費の2分の1、補助金上限100万円以内とし、安全ストック形成事業による耐震の診断を受けた住宅を対象とする補助金でございます。

127ページ、5項下水道費について、下水道事業推進経費では、川西保健衛生施設組合負担金9,506万3,000円、前年度比489万9,000円の増、下水道事業特別会計繰出金2億8,010万円、前年度比41万8,000円の減が主なものでございます。

128ページをお願いいたします。

8款1項消防費について、非常備消防経費では経常的な経費に加え、近年の豪雨や台風への対応が増加しているため、129ページ、中段、被服費に団員用の雨具を2年計画で整備するための経費281万5,000円を含め、447万9,000円を計上いたしました。

130ページ、常備消防経費は佐久広域連合負担金となり、前年度比497万7,000円の増額となっております。

消防施設整備事業経費では、細谷分団の小型ポンプ1基の更新、各分団の消防備品の整備及び消火栓設置負担金は、老朽化した消火栓5基の更新経費の負担金となっております。

131ページ、防災関係経費では、地域防災計画の修正を行う経費及び次ページになりますけれども、備品購入費249万1,000円は、防災行政無線屋外子局のバッテリー機器の更新を3年計画で実施するための経費を計上しております。

133ページから教育費になります。

教員委員会運営経費は経常経費を、事務局一般経費ではA L Tの損害保険料、車両のリース料、車両保険等の補助金を新たに計上いたしました。

134ページ、教育振興経費では、特別支援教育、立科教育推進事業、不登校対策事業等の講師賃金を2,922万5,000円計上し、きめ細かな教育を行うとともに、日本サッカー協会こころのプロジェクト「夢の教室」経費52万円を計上しております。

135ページ、補助金では、地域高校育成補助金70万円と、蓼科高校通学車両運行補助金1,300万円及び小中学校への補助金を計上し、交付金では、教育・文化振興協議会へ300万円の交付金を計上いたしました。

137ページをお願いいたします。

2項小学校費についてでございます。小学校管理経費では経常経費が主なものであり、138ページ、中段、リース料にネットワーク機器リース料163万7,000円を加えて計上、下段、小学校教育振興経費では、図書購入費100万円、次ページ、教育備品購入費190万円、扶助費では、要保護及び準要保護児童・特別支援教育就学児童扶助費で278万円を計上いたしました。

2目学校施設費、小学校施設経費では、工事請負費に300万円計上し、校舎玄関前道路に車どめを設置し、防犯と安全性の向上を図り、次ページ、備品購入費では、A

EDの更新経費等を計上しております。

小学校給食経費では経常的な経費でございます。

141ページをお願いいたします。

3項中学校費について、1目学校管理費、中学校管理経費では経常経費が主な計上でございますが、臨時職員賃金では英語科助手賃金360万円を計上し、次ページ、下段のリース料に、ネットワーク機器リース料170万3,000円を加えました。

143ページ、中学校教育振興経費は、図書購入費80万円、教育備品購入費190万円及び扶助費283万2,000円を計上しております。

中学校施設経費では、次ページになりますけれども、工事請負費に給食棟給排水管更新事業及び保健室へのエアコン設置事業の経費を計上し、備品購入費では、AEDの更新経費を計上しております。

中学校給食経費は経常的な経費に加え、冷凍庫の更新経費を計上しております。

146ページ、4項社会教育費について、社会教育経費では、147ページの負担金に姉妹都市委員会負担金30万円を計上し、オレゴン市との姉妹都市45周年記念で訪れる訪問団の受け入れを行います。

公民館事業経費では経常的な経費を計上しております。

148ページからの交付金、自治活動交付金192万円は、各分館の活動に対する交付金となります。

青少年育成事業経費は経常的なものとなります。

150ページ、中段、人権教育推進事業経費では、人権教育推進協議会及び学校人権教育推進事業への負担金133万円が主なものでございます。

次ページ、男女共同参画事業経費では、現在の男女共同参画長期プランが平成31年度までの計画であり、次期5年計画を策定する経費を新たに計上しております。

文化財保護経費では、文化財調査として古東山道に係る発掘調査経費を新たに計上しております。

153ページをお願いいたします。

5項社会体育費について、社会体育振興経費では、分館対抗球技大会、ふらばーるバレー大会、歩け歩け大会、蓼北バレーボール大会、町民ゴルフ大会の開催経費及び体育協会蓼科高校運動部、愛川町駅伝大会への補助金を計上しております。

154ページ、体育施設管理経費、次ページの6項施設管理費、中央公民館管理経費、156ページ、史跡公園管理経費、その次のページの権現の森公園管理経費は経常的な経費でございます。

158ページをお願いいたします。

10款1項農林業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費については、応急復旧費用を計上しております。

159ページ、11款公債費は、平成30年度末までの借り入れに係る元利償還金を、見

込みで2億9,176万8,000円を計上いたしました。前年度比3,147万3,000円の増額となります。これは、防災行政無線及び役場庁舎耐震化工事により、平成27年度に借り入れた3億6,043万円及び白樺湖周遊ジョギングロード整備工事、三本松公衆トイレ改修工事、御泉水自然園ビジターセンターデッキ等改修工事による辺地対策事業債1億1,010万円及び平成27年度の臨時財政対策債の償還が始まるためでございます。それぞれ交付税措置が高い起債でございまして、歳入で交付税を7,000万円増額しておりますが、その要因の一部となっております。

12款予備費は2,500万円を計上いたしました。

160ページから166ページにつきましては、給与費明細書を添付してございます。

167ページは、債務負担行為に係る調書、168ページには地方債に関する調書であり、起債残高は減少していく見込みとなっております。

169ページには、予算の目的別グラフを添付いたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

**議長（西藤 努君）** ここで、暫時休憩とします。再開は3時45分からです。

（午後3時36分 休憩）

（午後3時47分 再開）

**議長（西藤 努君）** 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第27 議案第24号～議案第26号

**議長（西藤 努君）** 日程第27 議案第24号 平成31年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第29 議案第26号 平成31年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齋藤町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 齋藤 明美君 登壇〉

**町民課長（齋藤明美君）** 議案第24号 平成31年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

平成31年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を8億8,595万5,000円とするものであり、納付金制度の導入等により抜本的な国保制度の改正となった前年度より、額で4,900万3,000円、率で5.9%の増額となる予算となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款国民健康保険税は、一般被保険者を1,943人、退職被保険者を6人と見込み、合わせて現行税率を据え置き、一般被保険者国民健康保険税は



1億3,830万円、退職被保険者等国民健康保険税は6万円、国民健康保険税全体で前年度比1,439万3,000円、率で9.4%の減となる1億3,836万円を見込みました。

7ページ、2款使用料及び手数料は、国保税の督促手数料として前年度と同額でございます。

3款県支出金2項県補助金の保険給付費等交付金では、出産育児一時金、葬祭費及び電算処理手数料を除く歳出予算2款に計上の保険給付費に対し、県が納付金を財源に普通交付金として負担をするもので、6億2,875万円を計上いたしました。

同じく特別交付金では、1,032万9,000円を計上し、内訳は、市町村個々での保健事業等のインセンティブに対し、保険者努力支援分として366万円、国費分の特別調整交付金による保健事業経費及び国保制度改正に伴うシステム改修費への補助金として339万8,000円、同じく県費分の保健事業等への事業負担について、県繰り入れ2号分として147万3,000円、特定健診に係る事業費について、国3分の1、県3分の1の負担金として179万8,000円でございます。

4款財産収入では、基金の利子積立金でございます。

8ページをお願いいたします。

5款繰入金1項他会計繰入金では、5,761万9,000円を見込んでおります。これは、国保会計で実施する保健事業経費や国保税軽減分に係る保険基盤安定事業分等が主な内容でございます。

2項基金繰入金につきましては、歳出における保健事業費納付金の推計から、本年度、基金より4,877万2,000円を繰り入れるものであり、これにより平成31年度末基金の残高は約7,000万円になる見込みでございます。

6款繰越金200万円は、平成30年度実績見込みによるものでございます。

7款諸収入では、不当利得等の返還金等を雑入で計上しております。

続いて、10ページからは歳出となります。

1款総務費1項総務管理費は、国保事業に係る経常的な経費となりますが、国保制度改正に伴うシステム改修等により、前年度比263万7,000円の増額となる694万7,000円を計上いたしました。

主な内容は、保険証や医療費通知等の帳票作成処理関係経費、レセプト点検に係る経費、電算委託料では、平成31年度国保制度改正に伴うシステム改修費のほか、手数料、保守管理委託料及び備品購入費では、国保連合会との情報集約システム連携に係る導入経費として、手数料では、設定に係る手数料、備品購入費では、パソコン等購入経費を計上いたしました。

11ページ、2項徴税费は、主に賦課徴収に係る経常的な経費でございますが、電算委託料では、帳票等作成処理料、コンビニ収納システム利用料のほか、制度改正に伴うシステム改修を予定しております。

3項は、国保運営協議会に係る委員等報酬でございます。

12ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費につきましては、平成30年度の実績見込みと過去 5 年間の平均伸び率をもとに算出しております。

1 項療養諸費 1 目一般被保険者療養給付費では、前年度比5,000万円増の5億3,000万円、2 目退職被保険者等療養給付費では、退職者医療制度廃止による退職被保険者の減少及び過去の医療費実績から、前年度比2,300万円減の700万円を見込んでおります。

退職者医療制度廃止に伴い、65歳到達被保険者につきましては、順次一般被保険者へ移行しております。

3 目一般被保険者療養費及び4 目退職被保険者療養費につきましても、それぞれ500万円、35万円を計上し、13ページ、5 目審査支払手数料は国民健康保険団体連合会への審査等に係る手数料として182万5,000円を計上いたしました。

続いて、2 項高額療養費につきましても、療養給付費同様、過去 5 年間の伸び率と実績の推計から、1 目一般被保険者高額療養費では、前年度比1,000万円増の8,000万円、2 目退職被保険者等高額療養費は、前年度比300万円減の400万円を計上し、14ページ、3 目及び4 目の高額介護合算療養費は、それぞれ前年度と同額を計上し、2 款保険給付費のうち、療養費及び高額療養費の合計では、前年度比3,500万円、5.9%の増額となる6億2,635万円を計上いたしました。

これらの財源につきましては、全て県からの保険給付費等交付金で賄うこととなります。

3 項移送費につきましては、一般・退職とも前年度と同額の計上でございます。

4 項出産育児諸費では、5 件分、210万2,000円、16ページの5 項葬祭費は、前年度と同額の21件分、105万円を見込んでおります。

3 款国民健康保険事業費納付金は、平成30年度からの国保制度改革に伴う県への納付金制度導入により、医療費水準及び被保険者数等を鑑み県が示す納付金額により、1 項一般・退職合わせて医療費給付費分として1億5,654万4,000円、2 項後期高齢者支援金等分で5,472万8,000円、続いて、18ページ、3 項介護給付費分で1,767万円であり、納付金合計では前年度比1,040万8,000円、4.8%増額となる2億2,894万2,000円となります。

長野県全体の納付金の主な増加理由といたしましては、前年度の確定係数と比較して、今年度は歳入公費が約31億9,000万円減額したためであり、特に前期高齢者交付金及び国調整交付金の減少によるものでございます。

4 款保健事業費では、前年度比11万9,000円減となる1,386万8,000円を計上いたしました。

このうち1 項特定健康診査等事業費では、特定健診受診率の向上と保健指導の充実を図るため、引き続き栄養士を臨時職員として雇用するための賃金248万5,000円、特定

健診委託料として611万1,000円が主な内容でございます。

特定健診につきましては、平成31年度も受診率の向上に努め、健診結果の分析等から被保険者の健康増進と医療費の削減につなげていきたいと考えております。

2項保健事業費では、被保険者の健康保持・増進のための経費であります。補助金として人間ドック補助金350万円が主な内容であります。

5款基金積立金では、利子積立金として8万9,000円を予定しております。

20ページ、6款諸支出金では、保険税の還付金として前年度と同額を計上し、7款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成31年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,787万7,000円とするものであり、前年度より額で426万6,000円、率で5.2%の減額となっております。

本会計は、県の広域連合が試算した保険料を徴収する会計となっております。

後期高齢者医療制度の保険料率は、医療給付費等を推計して2年ごとに見直しがされます。長野県における平成30・31年度の保険料率は、平成28年度の保険料率が据え置かれ推移しております。

それでは、5ページをお願いいたします。

歳入より主な内容につきまして説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者数を1,344人と見込み、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料で5,346万3,000円と見込んでおります。

3款繰入金1項一般会計繰入金では、1目事務費繰入金は保険証の送付や保険料徴収に係る事務的経費、2目保険基盤安定繰入金では、所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金を一般会計からの繰入金として、合計で2,433万8,000円を見込んでおります。

続いて、6ページをお願いいたします。

4款繰越金は7万円を計上いたしました。

5款諸収入につきましては、前年度と同額としております。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は58万8,000円とし、こちらは保険証等送付料、電算システムの委託料などの経常的な事務経費が主なものとなります。

2項徴収費につきましても、徴収経費として納入通知書、口座振替の手数料等、経常的な事務経費となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者より徴収した保険料と一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金分を、県の広域連合に納付するもので、7,692万4,000円でございます。

3 款諸支出金は、所得更正などに係る保険料の還付金として7万円を計上し、10ページ、4 款予備費で調整をいたしました。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号 平成31年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を9億2,422万4,000円とするものであり、前年度比、額で2,512万5,000円、率で2.8%増となる予算でございます。

歳入より申し上げます。

8 ページをご覧ください。

1 款保険料であります。特別徴収対象者を2,380人、普通徴収対象者200人を見込み、保険料階層区分により算出をし、前年度とほぼ同額の1億8,800万3,000円を計上いたしました。

介護保険料につきましては、第7期介護保険事業計画により、平成30年度から平成32年度の保険料基準額は6,300円となっております。

2 款分担金及び負担金、3 款使用料及び手数料につきましては、前年度と同額でございます。

9 ページ、4 款国庫支出金1 項国庫負担金1 目現年度分国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費総額に対し、国の負担割合に基づき1億4,902万3,000円を計上いたしました。

2 項国庫補助金1 目調整交付金では、介護給付費総額に対する国の負担割合に基づき5,514万7,000円を計上し、2 目では総合事業分の介護予防事業交付金を、3 目では総合事業以外の地域支援事業分として、包括的支援事業、任意事業交付金をそれぞれ負担割合に応じまして計上をいたしました。

10ページをお願いいたします。

5 款支払基金交付金1 項1 目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に、介護給付費総額に対する負担割合に基づき2億2,885万7,000円を、2 目地域支援事業交付金では、介護予防事業、こちらは総合事業になりますが、こちらに要する経費に対する負担割合に基づき989万6,000円を計上いたしました。

6 款県支出金1 項1 目介護給付費負担金、2 目総合事業分の地域支援事業交付金及び3 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましても、県の負担割合に基づき、合計で1億3,560万3,000円を計上いたしました。

7 款財産収入では、基金利子収入として 2 万 8,000 円を見込んでおります。

8 款繰入金 1 項一般会計繰入金のうち、1 目介護給付費負担金、4 目総合事業分の地域支援事業交付金、5 目総合事業以外の地域支援事業交付金につきましては、負担割合に基づき計上し、2 目その他一般会計繰入金は、介護給付費以外に係る事務的な経費に係る繰入金を、3 目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険条例第 2 条第 2 項に規定する第 1 段階は 308 人、第 2 段階は 232 人、第 3 段階は 258 人の低所得者軽減分を見込み、一般会計繰入金合計では、前年度比 747 万 5,000 円増額の 1 億 3,187 万 4,000 円を計上いたしました。

12 ページをお願いいたします。

9 款繰越金では、前年度繰越金として 700 万円を見込んでおります。

13 ページ、10 款諸収入 3 項地域支援事業利用者負担金として、配食サービス等各種サービスに係る利用者負担金を 229 万 8,000 円計上いたしました。

続きまして、14 ページ、歳出をお願いいたします。

1 款総務費 1 項総務管理費は介護保険の事務的経費であり、13 節の委託料として介護保険システムの電算委託料が主なものであり、230 万 6,000 円でございます。

2 項徴収費では、保険料徴収に係る経費が主なものであり、前年度と同額の計上でございます。

3 項介護認定審査会費 1 目介護認定審査会費は、佐久広域連合介護認定審査会への負担金、2 目認定調査費は認定調査に係る経費であり、12 節役務費の手数料として、主治医意見書作成料が主なものでございます。

16 ページをお願いいたします。

4 項地域包括支援センター費は、センター業務に係る電算システム委託料、業務委託料が主なものであります。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等給付費では、居宅介護、特定居宅介護、施設介護、特例施設介護等、各サービスの給付費及び居宅介護サービス計画費等で、国民健康保険団体連合会の負担金として、前年度比 2.6% 増の 7 億 6,719 万円を計上し、補助金 300 万円は居宅介護福祉用具購入費補助金として 100 万円、住宅改修費として 200 万円を計上いたしました。

2 項介護予防サービス給付費では、要支援者に対する各種居宅予防サービス給付費及びサービス計画費で、国民健康保険団体連合会への負担金として 840 万 3,000 円を、補助金 260 万円のうち福祉用具購入費補助金として 60 万円、住宅改修費として 200 万円を計上し、介護予防サービス給付費合計では、前年度比 22.5% 減となる 1,100 万 3,000 円を計上いたしました。

続いて、18 ページをお願いいたします。

3 項その他諸費は、介護給付費に係る審査支払手数料で、前年度と同額を計上しております。

4 項高額介護サービス費では、前年度実績見込みにより、13.7%増額を見込み、1,821万円を計上いたしました。

20ページをお願いいたします。

5 項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として、前年度比7.1%増となる4,506万2,000円を計上いたしました。

6 項高額医療合算介護サービス費は、医療と介護の自己負担額の合計が算定基準額を超過した場合に、医療・介護それぞれ案分により支給するものでございますが、前年度比27.2%増となる234万円を計上いたしました。

3 款地域支援事業費 1 項包括的支援事業、任意事業費、1 目包括的支援事業費では、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントに携わる職員 1 名の人件費が主なものです。

22ページをお願いいたします。

2 目任意事業費では、13 節業務委託料として家庭介護者交流事業、配食サービス事業が主なものであり、3 目在宅医療介護連携推進事業費は、小諸、北佐久の医師会と連携し、医療機関、事業者をつなぐ在宅医療・介護連携システムの運営に係る負担金として114万1,000円を計上いたしました。

4 目生活支援体制整備事業費では、地域支援づくり推進会議の運営経費のほか、生活支援コーディネーターに係る業務委託料が主なものであり、合計で907万5,000円を計上しております。

23ページ、下段から、24ページにかけまして、5 目認知症総合支援事業費は、認知症サポーター等の養成に関する経費に加え、平成30年度に全市町村に設置された認知症の方及びその家族の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを目的とする認知症初期集中支援チームに係る経費でございます。

2 項介護予防、生活支援サービス事業費では、19 節負担金で、現行相当サービス、多様な訪問型サービス A 及び通所型サービス A に係る国保連合会への負担金を、前年度の実績見込みにより3,492万円計上いたしました。

3 項一般介護予防事業費は、主に健康サポーター養成講座、各種介護予防教室等に係る講師謝金、消耗品等であり、177万7,000円の計上でございます。

26ページをお願いいたします。

4 款基金積立金は、基金利子収入 2 万9,000円を計上いたしました。

5 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金は、前年度実績から還付金等を見込んだものであり、6 款予備費で調整をいたしました。

28ページ以降は、給与費の明細書でございますので、ご覧ください。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西藤 努君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

（午後 4 時18分 散会）